

第 10 号議案

「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025 年度）」
及び「容量確保契約約款」の公表について

容量市場の 2021 年度メインオークション（対象実需給年度：2025 年度）の実施にあたり、業務規程第 32 条の 12 の規定に基づき、参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、参加登録方法、応札方法、落札決定方法、および契約条件等を定めた容量市場メインオークション募集要綱（以下、「本要綱」）を策定し、公表する。

あわせて、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めた容量確保契約約款（以下、「本約款」）を改定し、公表する。

なお、本要綱の策定と本約款の改定にあたっては、業務規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、2021 年 4 月 28 日（水）から 2021 年 5 月 28 日（金）まで意見募集を実施し、事業者からの意見を反映した。

〈参考 業務規程〉

（メインオークション募集要綱の策定及び公表）

第 32 条の 12 本機関は、メインオークションの実施に先立ち、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱（以下「メインオークション募集要綱」という。）を策定し、事業者情報の登録を完了している市場参加資格事業者に通知するとともに、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。（以下略）

以 上

別紙 1：容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025 年度）

別紙 2：容量確保契約約款

別紙 3：「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025 年度）」
に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

別紙 4：「容量確保契約約款」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機
関回答

容量市場

メインオークション募集要綱

(対象実需給年度：2025年度)

2021 年 7 月 1 日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	4
1.	容量市場創設の背景	4
2.	容量市場におけるオークションの種類	5
3.	募集要綱の位置付け	6
第2章	注意事項	7
1.	一般注意事項	7
2.	守秘義務	7
3.	問い合わせ先	8
第3章	募集概要	9
1.	募集スケジュール	9
2.	落札後のスケジュール（予定）	9
3.	募集内容	10
第4章	参加登録	14
1.	参加登録の方法	14
2.	事業者情報の登録	14
3.	電源等情報の登録	15
4.	期待容量の登録	22
第5章	応札方法	25
1.	応札方法	25
2.	応札の受付期間	26
第6章	落札電源および約定価格の決定方法	27
1.	落札電源の決定方法	27
2.	約定価格の決定方法	28
3.	需要曲線の概要	29
4.	約定結果の公表	31
5.	落札後の手続き等	31
6.	容量確保契約の結果の公表	31
第7章	契約条件	32
1.	容量確保契約金額	32
2.	容量確保契約金額の算出に関する経過措置	32
3.	市場退出	33
4.	リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	35
5.	容量確保契約金額の支払・請求について	51
6.	消費税等相当額について	52
7.	その他	52

【添付資料】

（様式1）容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

（様式2）期待容量等算定諸元一覧

（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書

第1章 はじめに

1. 容量市場創設の背景

かつての総括原価方式の枠組みの下では、発電投資は規制料金を通じて安定的に投資回収がなされてきましたが、総括原価方式と規制料金の枠組みによる投資回収の枠組みがない現在では、原則として、発電投資は市場取引を通じて、または市場価格を指標とした相対取引の中で投資回収されていく仕組みに移行していくと考えられます。このため、従来の総括原価方式下の状況と比較して大部分の電源に係る投資回収の予見性は低下すると考えられます。また、固定価格買取制度等を通じて再生可能エネルギーが拡大することになれば、従来型電源の稼働率が低下するとともに、再生可能エネルギーが市場に投入される時間帯においては市場価格が低下し、全電源にとって売電収入が低下すると考えられます。その結果、電源の将来収入見通しの不確実性が高まり、事業者の適切なタイミングにおける発電投資意欲を更に減退させる可能性があります。今後、電源投資が適切なタイミングで行われない場合、中長期的に供給力不足の問題が顕在化し、また電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じることが考えられます。そのため、国の審議会（電力システム改革貫徹のための政策小委員会）では、単に卸電力市場等に供給力の確保をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力を確保できるようにすることが整理されました。その上で、以下の点で最も効率的に中長期的に必要な供給力等を確保するための手段として、容量市場を創設すべきであると整理されました。

容量市場によって以下を目指しています。

- ・ あらかじめ必要な供給力を確実に確保すること
- ・ 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

また、こうした措置は、投資回収の予見性を高めるための措置であり、必要な電源投資等のための総コストは変わらない、若しくはリスクプレミアム等の金利分が減少することから、中長期的に見た小売電気事業者の負担はむしろ抑えられると整理されています。

上記の整理を受け、詳細な制度設計の検討の場として、総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」ならびに資源エネルギー庁および電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）を共同事務局として本機関に設置した「容量市場の在り方等に関する検討会」において容量市場の詳細な制度設計の検討を進めてまいりました。

なお、容量市場の運営等に当たっては、全電気事業者が加入する中立機関であることや、供給計画の取りまとめを行い、全国大での供給予備力評価等に知見があるといった理由から、本機関が市場管理者等として、一定の役割を果たすことが適当である旨が整理されています。

2. 容量市場におけるオークションの種類

容量市場においては、将来の一定期間における需要に対して必要な供給力（※）をオークションで募集します。オークションには以下の種類があります。

※沖縄地域及びその他地域の離島を除く全国、並びに供給区域ごとの需要に対して、必要となる供給力（以下「必要供給力」という）

容量 市場	<u>容量オークション</u> (右記オークションの総称)	<u>メインオークション</u> 将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度（以下「実需給年度」という）の4年前に実施する。 ※メインオークションで募集する供給力は、「第6章 3. 需要曲線の概要」に定める目標調達量により決定する。
		<u>追加オークション</u> メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある。 ・ 調達オークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。 ・ リリースオークション 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集する。
	<u>特別オークション</u> 安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する。	

3. 募集要綱の位置付け

- (1) このメインオークション募集要綱（以下「本要綱」）では、2025 年度を実需給年度とするメインオークション（以下「本オークション」）への参加を希望する事業者および電源等が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- (2) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- (3) 落札した事業者は本機関との間で容量確保契約書を締結していただきます。（容量確保契約書の様式については別途公表します。）

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 本オークションへの応札を希望する事業者は、本要綱および容量確保契約書に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本オークションへの応札その他容量市場への参加（参加登録から実需給までの一連の行為を含む）にあたっては、本機関の定款、業務規程、および送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令および監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本要綱に係る容量確保契約は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (4) 参加登録および応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (5) 参加登録および応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出していただき、和訳を正式な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本オークションへの参加登録を申請する事業者（以下「参加登録申請者」）は、以下の情報を除き、本オークションへの応札その他容量市場への参加を通じて知り得た本機関および容量市場に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」といいます。）を第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、参加登録事業者が容量市場の参加に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければならない。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合および取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（但し、自己の応札情報は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- ・ 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- ・ 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- ・ 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、容量市場の市場運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。

3. 問い合わせ先

本要綱の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問合せください。なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 容量市場問合せ窓口

(参加登録に関するお問い合わせ)

メールアドレス： youryou_toroku@occto.or.jp

(その他のお問合せ)

メールアドレス： youryou_inquiry@occto.or.jp

第3章 募集概要

1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュールは以下のとおりです。

期間	概要
2021年7月12日（月）～2021年7月16日（金）	事業者情報の登録受付期間
2021年7月12日（月）～2021年7月19日（月）	事業者情報の審査期間
2021年7月20日（火）～2021年8月6日（金）	電源等情報の登録受付期間
2021年7月20日（火）～2021年8月18日（水）	電源等情報の審査期間
2021年8月23日（月）～2021年9月10日（金）	期待容量の登録受付期間
2021年8月23日（月）～2021年9月17日（金）	期待容量の審査期間
2021年7月（予定）	需要曲線の公表
2021年10月1日（金）～2021年10月14日（木）	応札の受付期間
2021年10月15日（金）～2021年10月20日（水）	応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間
2021年12月（予定）	約定結果の公表期日

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

(2) 事業者情報の登録にあたっては、事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書の取得が必要です。（取得済の事業者が新たに取得する必要はありません）

(3) 電源等情報については、事業者情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

(4) 期待容量については、電源等情報の登録が完了した事業者のみ登録ができます。

2. 落札後のスケジュール（予定）

期間	概要
約定結果の公表日～2022年2月28日（月）	容量確保契約書締結のための手続期間
2022年3月	容量確保契約の結果の公表
2023年度以降	容量停止計画の調整
2023年度夏季（7～9月）、冬季（12～2月）	実効性テスト
2024年3月	容量確保契約の変更または解約の確認
2024年4月	追加オークションの実施有無公表
2024年6月頃	追加オークション実施（実施される場合）

期間	概要
2025 年 4 月 1 日（火）～2026 年 3 月 31 日（火）	実需給年度

※追加オークション実施に係るスケジュール等については別途公表します。

3. 募集内容

（１） 募集量

「第 6 章 落札電源および約定価格の決定方法」に記載される方法にて約定処理を行い、約定した量の総計が募集量となります。

（２） 実需給年度

2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）

（３） 対象エリア

全国（ただし、沖縄地域およびその他地域の離島を除く）

（４） 参加登録が可能な事業者

電気事業法第二十二條の三に定める電気供給事業者であり、自らまたは他社が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者。

（５） 参加登録した事業者が登録可能な電源等

ア 登録できる電源等は以下の区分に分類され、要件は以下のとおりです。なお、電源等については電源等情報の登録において本機関が審査を行います。

※期待容量については「第 4 章 参加登録 4. 期待容量の登録」を参照ください。

容量を提供する電源等の区分	電源等要件
安定電源	次の（ア）から（エ）のいずれかに該当し、期待容量が 1,000 キロワット以上の安定的な供給力を提供するもの。 （ア）水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。） （イ）火力電源 （ウ）原子力電源 （エ）再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。）

容量を提供する電源等の区分		電源等要件
変動電源	変動電源 (単独)	次の（ア）および（イ）のいずれかに該当し、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供するもの。 （ア）水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） （イ）再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
	変動電源 (アグリゲート)	次の（ア）および（イ）のいずれかに該当する電源（ただし、同一供給区域に属しているものに限る。）を組み合わせることにより、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供するもの。 （ア）期待容量が1,000キロワット未満の水力電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。） （イ）期待容量が1,000キロワット未満の再生可能エネルギー電源（ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。）
発動指令電源		次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものは除く。 （ア）安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物 （イ）特定抑制依頼 （ウ）期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等

イ 相対契約の締結有無に関わらず本オークションに参加することができます。

ウ プロジェクトファイナンス等により建設された電源については、担保設定等について本機関と容量提供事業者間にて協議させていただく場合があります。

エ 1計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。

※「計量単位」とは、属地一般送配電事業者の託送供給約款に基づく計量器等（ただし、分社した旧一般電気事業者の発電所に設置された電気計器について計量法の適用を除外する特例措置の対象となっている場合はこの限りでない）が取り付けられた受電または供給地点毎を指します。

オ 発動指令電源にて供給力を提供する場合は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備することが求められます。

カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。（該当する場合、電源等情報の登録は不可）

（ア） FIT 電源（FIT 制度による買取期間が実需給年度と重なる電源）

ただし、以下の場合には登録可能です。

- ・ 同一の受電地点において、FIT 電源と併設される非 FIT 電源が託送供給等約款に基づく差分計量等により計量できる FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・ 混焼バイオマスで、FIT 買取対象以外の部分（非 FIT 相当分）がある場合（非 FIT 相当分を登録可能）
- ・ 石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源が認定上のバイオマス比率を零に変更する場合（全量を非 FIT 相当分として登録可能）
- ・ バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が、新たに買取上限の設定を申請する場合（非 FIT 相当分を登録可能）

※バイオマス比率の変更に係る FIT 制度上の手続きは実需給開始前に行うこととし、参加登録の時点での当該変更に係る提出書類は不要です。（提出期日については FIT 制度上のスケジュールを勘案し別途公表します）

※実需給開始前は FIT 制度に基づく買取を受ける事が可能です。

※参加登録時のバイオマス比率から変更が生じる場合は本機関へ申告していただきます。

（イ） FIP 制度による買取期間が実需給年度と重なる FIP 電源は、（ア）に準拠して扱います。なお、FIP 電源の必要提出書類等については別途公表します。

（ウ） 本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札で落札した電源

（エ） 実需給年度中に供給力を提供できない電源（例：建設未完了、など）

（オ） 試行ノンファーム型接続適用電源

（カ） 専ら自家消費にのみ供される電源

ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。

（キ） 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源

ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です。(発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です)

(ク) 専ら特定送配電事業者が利用する電源

ただし、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は登録可能です。

(6) 応札単位

ア 安定電源、変動電源（単独）の応札単位は、計量単位毎とします。

イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、発動指令電源の応札単位は電源等リスト毎とします。

ウ 応札容量の最小値は1,000キロワットです。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。

第4章 参加登録

1. 参加登録の方法

- (1) 参加登録は容量市場システムを利用して行います。容量市場システムでの具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
※事業者コード、系統コードおよびクライアント証明書が未取得の場合は、参加登録までに取得してください。
- (2) 参加登録においては以下の3点について登録します。それぞれの情報の登録については本章にて後述します。
 - ア 事業者情報（応札手続きを行う事業者の情報）
 - イ 電源等情報（応札される電源等の情報）
 - ウ 期待容量（実需給年度において供給区域の供給力として期待できる上記電源等の容量）※上記アで登録した事業者が、上記イおよびウの情報を登録する必要があります。
- (3) 参加登録の後、登録した情報に変更が生じた場合は、容量市場システム上で変更の手続きを行ってください。また、応札の受付期間終了後は、約定結果の公表まで内容の変更は行えませんので、ご注意ください。

2. 事業者情報の登録

- (1) 参加登録申請者は、はじめに事業者情報の登録を行ってください。なお、実需給年度が2024年度のメインオークションに参加登録された事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- (2) 登録項目および提出書類は、以下のとおりです。なお、参加登録申請者名は、電気供給事業者としての正式名称を登録してください。

登録項目
・事業者コード（※） ・参加登録申請者名 ・所在地 ・銀行口座 ・担当者名 ・担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス、郵便番号、住所、所属部署） ・クライアント証明書のシリアル No（※） ・クライアント証明書の ID（※） ・クライアント証明書の ID の有効期限（※）

※未取得の場合は事業者情報の登録前に取得してください。

提出書類
容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書（様式 1）

- （３） 登録項目および提出書類に不備が認められた場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備がない場合は、参加登録申請者へログイン情報を通知します。

3. 電源等情報の登録

- （１） 事業者情報の登録を完了した参加登録申請者は電源等情報の登録を行うことができます。なお、実需給年度が 2024 年度のメインオークションに参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を 2025 年度向けの電源等情報として容量市場システムに登録します。ただし、取次により登録されていると思われる電源等情報については登録されませんので、新たに登録が必要となります。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。

また、実需給年度が 2024 年度のメインオークションにて参加登録された電源等情報のうち、電源区分が「安定電源」で、かつ主燃料が「石炭」に該当すると思われるものは登録されませんので、新たに登録が必要となります。

- （２） 電源等情報の登録にあたっては、実需給年度の時点で想定される情報を記載してください。
- （３） 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。

(4) 1 計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する全ての号機（ユニット）の電源等情報（詳細情報）の登録を行ってください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない号機（ユニット）を登録することはできません。

(5) 安定電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

※提出書類は、原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、電源等情報の登録時点で運転開始していない電源（以下「新設電源」）については、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか 1 点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか 1 点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか 1 点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類
	系統コード	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか 1 点
	発電方式の区分	・「電源種別の区分」と同一書類 ・石炭火力発電で設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類（※1）
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	2011 年 4 月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 ・使用前検査合格証 ・使用前安全管理審査申請書 ・工事計画（変更）届出書および別添の工事工程表 ・自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか 1 点
	調整機能（※2）の有無	調整機能「有」を選択した場合は、以下を提出 ・余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） ※提出期限は別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	該当する場合は、電力受給契約書および以下のいずれか 1 点を提出 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約の終了年月（FIT 認定 ID 入力有のみ要）	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	発電 BG コード	（提出書類なし）
	需要 BG コード・計画提出者コード	（提出書類なし）
	相対契約上の計画変更締切時間	（提出書類なし）
	電源の起動時間	（提出書類なし）

※1：証憑書類としては、当該発電所を保有する事業者以外が示す書類（着工後の試運転期間中に実施される性能試験の結果報告書、建設時の契約書等）とする。

ただし、上記証憑書類の準備が困難な場合（タービン/ボイラーを別メーカーから購入している場合等）は、事前に資源エネルギー庁に相談し、設計効率の計算過程等の妥当性の確認を得ることとする。

※2：需給調整市場における商品の要件を満たす機能

（6）変動電源（単独）の登録項目および提出書類は、以下のとおりです。

※提出書類は原則として電源等情報の登録時に提出してください。ただし、新設電源において、登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により既設電源に求める書類が提出できない場合は、当該書類が準備できるまで提出期限を延長する場合があります。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか1点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		・ 常時系統エリアを確認できる書類
	同時最大受電電力	・ 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・ 接続検討回答書 のいずれか 1 点
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	号機単位の所有者	電源の所有者が事業者情報と異なる場合は、以下を提出 ・ 容量オークションに係る取次に合意したことが分かる書類
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・ 発電事業届出書 ・ 電気工作物変更届出書 ・ 自家用電気工作物使用開始届出書 ・ 特定自家用電気工作物接続届出書 のいずれか 1 点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	2011 年 4 月以降に運転開始した電源については、運転開始年月を確認できる書類を提出してください。 ・ 使用前検査合格証 ・ 使用前安全管理審査申請書 ・ 工事計画（変更）届出書 ・ 自家用電気工作物使用開始届出書 のいずれか 1 点
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・ 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（7）変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源リス

トの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2022年3月末日までに提出してください。

※提出書類は「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」に記載されている電源等情報の登録受付期間に提出していただく必要はありません。

※電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模変動電源リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有事業者の合意を得てください。

※上記提出期限までに提出できない合理的な理由があると本機関が認めた場合は、期限を延長する場合があります。

（リスト情報）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	小規模変動電源リストの名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）

（小規模変動電源リストの内訳情報）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか1点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		・売電検針票「購入電力量のお知らせ」 のいずれか 1 点
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	同時最大受電電力	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・接続検討回答書 のいずれか 1 点
	所在地	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了 のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表 のいずれか 1 点
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	（提出書類なし）
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は 以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の 認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）
	発電 BG コード	（提出書類なし）

（８） 発動指令電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等リスト名	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	調整発動指令時の連絡先（電話番号、メールアドレス、住所、所属部署）	（提出書類なし）
	オンライン指令	実効性テストの実施前までに、属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果を提出

（９）提出書類については、本機関が登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合があります。また、本機関が必要と判断した場合は、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

（１０）登録項目および提出書類を確認し、不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者へ登録完了の旨を通知します。

（１１）電源等情報の登録以降に提出される書類（例：小規模変動電源リストに係る提出書類）が期日を過ぎても提出されない場合は市場退出となる場合があります。

4. 期待容量の登録

（１）電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、登録した電源等毎に期待容量を登録することができます。なお、実需給年度が 2024 年度のメインオークションに期待容量を登録した場合でも、2025 年度向けの期待容量は新たに登録する必要がありますので、以下に従って登録してください。

（２）期待容量は以下のとおり算定し、登録してください。なお、供給計画に計上する見込みがある電源が登録可能です。（電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く）

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定します。
変動電源（単独）	同上
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定します。

- (3) 期待容量はキロワット単位で登録してください。なお、変動電源（アグリゲート）は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量を合算した値が期待容量となります。
- (4) 1 計量単位に複数の号機（ユニット）が存在する場合、電源等情報（基本情報）で登録した「容量を提供する電源等の区分」に該当する電源等の期待容量を登録してください。「容量を提供する電源等の区分」に該当しない電源等の期待容量を登録することはできません。
- (5) 1 計量単位の中に FIT 電源と非 FIT 電源が混在する場合、期待容量は、非 FIT 分の期待容量で算定します。
- (6) バイオマス混焼の FIT 電源（石炭混焼を除く）の期待容量は、以下のとおり算定します。
- バイオマス混焼の FIT 電源の期待容量 = 設備全体の期待容量 - （設備全体の期待容量 × 認定に係るバイオマス比率）
- (7) 期待容量の登録に係る提出書類は以下のとおりです。

容量を提供する電源等の区分	提出書類
安定電源	期待容量等算定諸元一覧（様式 2） ※石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに買取上限の設定を申請する場合においては、当該変更が認められたことがわかる書類を実需給年度開始までに提出していただきます。（提出期限は別途公表します）
変動電源（単独）	期待容量等算定諸元一覧（様式 2）
変動電源（アグリゲート）	同上
発動指令電源	発動指令電源のビジネスプラン申請書（様式 3）

- (8) 以下に該当する場合で、期待容量の登録後に変更が生じた場合は、当該変更内容が判明した時点で速やかに提出書類を再提出していただきます。
- ・新設電源
 - ・発電用の自家用電気工作物（余剰）
 - ・設備更新に伴う増出力

- (9) 期待容量および提出書類を確認し、期待容量および提出書類に不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知します。通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行うことができます。不備が無ければ参加登録申請者に登録完了の旨を通知します。
- (1 0) 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

第5章 応札方法

1. 応札方法

- (1) 本オークションの応札は容量市場システムを通じて行います。具体的な登録手順等は、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照ください。
- (2) 参加登録（事業者情報、電源等情報および期待容量の登録）が完了した旨の通知を受けた事業者は、応札情報の登録ができます。なお、実需給年度が2024年度のメインオークションに応札した場合でも、2025年度向けの応札は新たに登録する必要があります。
- (3) 応札情報として、応札容量（キロワット）および応札価格（円/キロワット）を登録してください。なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- (4) 応札容量の最小値は1,000キロワットとし、応札容量の最大値はそれぞれの電源等情報に登録済の期待容量とします。なお、応札容量は1キロワット単位で登録できます。
- (5) 応札価格は1円単位で登録できます。
- (6) 期待容量を登録した電源等毎に応札情報を登録してください。
- (7) 応札の受付期間終了後、期待容量等算定諸元一覧（様式2）に応札情報に関する必要事項を記載の上、本機関が指定する期限までに提出してください。
※発動指令電源の場合は提出不要です。
- (8) 上記（7）で提出された期待容量等算定諸元一覧の記載内容に不備がある場合、本機関は事業者はその旨を通知します。通知を受けた事業者は速やかに記載内容を修正の上、期待容量等算定諸元一覧を再提出していただきます。本機関が指定する期限までに当該不備が解消されない場合は、容量確保契約の解約となる場合があります。
- (9) 容量市場システムを通じた封印入札により実施し、約定価格は原則として第1価格決定方式で決定します。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリ

アについてはこの限りではありません。（詳細は「第6章 落札電源および約定価格の決定方法 2. 約定価格の決定方法」を参照）

- （10） 応札の受付期間内であれば応札情報の変更・取消が可能です。
- （11） 応札の受付期間終了後は、応札情報の変更・取消はできません。
- （12） 本オークションに応札されなかった電源等（本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していないものは除く）は、原則として、2025年度を
実需給年度とする調達オークションに参加できません。上記によらず参加できる場
合の条件については、調達オークション募集要綱にて公表します。
- （13） 容量市場において市場支配力を有する事業者（※1）が、事前に電力・ガス取引
監視等委員会から確認を得た価格を超えて応札した場合、または基準価格（※2）
を超えて事前に確認を得ずに応札した場合は、特段の事情がない限り、電力・ガス
取引監視等委員会によって、当該応札は取り消しの対象と判断されます。なお、電
力・ガス取引監視等委員会が、応札電源の中から監視対象電源を選定し、その事実
関係を確認したうえで、取り消しの対象にあたると判断した場合は、当該事実等が
参加登録申請者及び本機関に通知され、本機関は当該通知をもって対象の応札を取
り消します。
※1：実需給年度が2025年度の容量オークションにおいては500万kW以上の発
電規模を有する事業者とする。
※2：前年度のメインオークションにおける指標価格とする。

2. 応札の受付期間

応札の受付期間は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

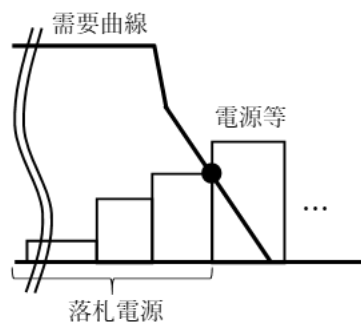
第6章 落札電源および約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

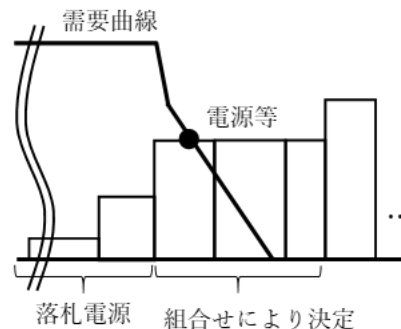
(1) 以下の手順にて落札電源を決定します。

- ア 全国の需要曲線（詳細は本章の「3. 需要曲線の概要」を参照）を作成し、応札価格が低い順に電源等を並べ、全国の供給曲線を作成します。
- イ 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点から、落札電源を決定します。具体的には、需要曲線と交差する電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします（1 応札単位の電源等が部分約定されることはありません）。ただし、①電源等の境界で交差する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また、②同じ応札価格の電源等が複数存在し交差する場合は、交差する点を超えて落札する容量が最小となる組み合わせにより落札電源を決定します。それでもなお、最小となる組み合わせが複数存在する場合は、下記ウのシミュレーション結果により組み合わせを決定します。（シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。）

①電源等の境界で交差する場合



②同じ価格の電源等が複数存在し交差する場合



なお、需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

- ウ 各エリアの落札量（※1）から、各エリアの停電の発生頻度、継続時間、発生範囲によって表現される電力供給の信頼性（以下「供給信頼度」）をシミュレーションにより確認します。需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度（以下「全国の供給信頼度」）に対して供給力が不足しているエリア（ブロック※2）がある場合には、当該エリア（ブロック）の市場が分断され、別途約定処理を行います。（詳細は以下（2）を参照）

※1 FIT 電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力（H3 需

要比で各エリアへ分配) および本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源
入札制度を活用した電源等の期待容量を含む

※2 市場が分断していない複数のエリアの総称

エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。

なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下 a～c の順で同一価格の応札の約定処理を行います。

- a. エリア需要の 3 %を超過していないエリア (※) は全て約定
 - b. エリア需要の 3 %を超過しているエリア (※) は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配
 - c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定
- ※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。

(2) 市場が分断される場合の落札電源等の決定方法は以下のとおりとします。

ア 全国の供給信頼度に対して供給力が不足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札しなかった電源等のうち、応札価格が低い電源等から順に、不足するエリア(ブロック)の供給信頼度が全国の供給信頼度を満たすまで追加します。ただし、追加する電源が同一価格で複数存在する場合、供給信頼度のシミュレーション結果による最適な組み合わせから落札電源を決定します。(シミュレーション結果による最適な組み合わせが複数存在する場合、当該組み合わせの中からランダムに決定します。)

全国の供給信頼度を満たした時点で、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。なお、上記手順において、追加できる全ての電源等を追加しても全国の供給信頼度を満たせない場合は、最後に追加された電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

イ 全国の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)の落札された電源等のうち、応札価格が高い電源等から順に、全国の供給信頼度を満たす範囲内で減じていきます(ただし、上記アの追加できる全ての電源等を追加しても全国の供給信頼度を満たせないエリアを除く)。減じた電源が上記アで追加した電源等の相当量となった時点で残った電源のうち、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。

2. 約定価格の決定方法

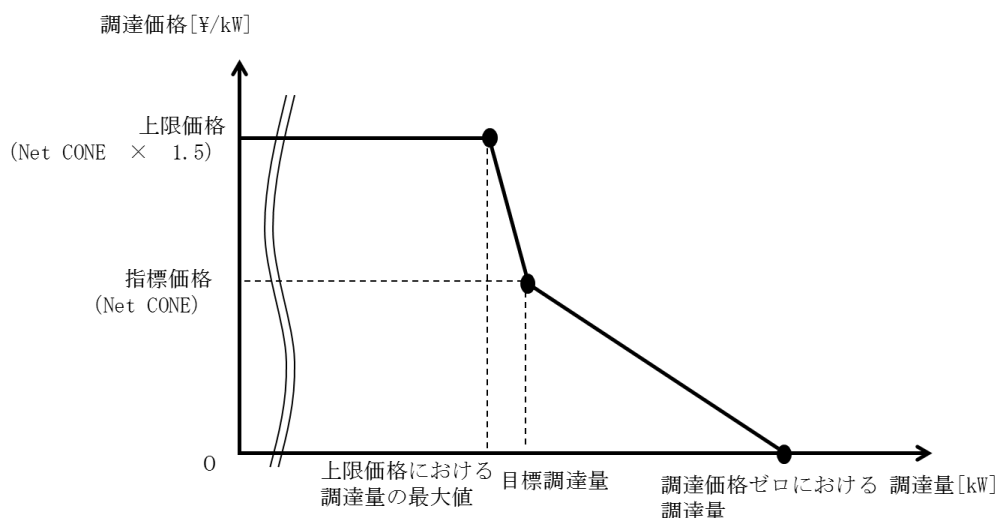
(1) 原則として、落札電源のうち最も高い応札価格を約定価格とし(第 1 価格決定方式)、当該応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただ

し、下記（３）に該当する場合は、応札価格が約定価格となるマルチプライス方式が一部適用されます。

- （２） 市場が分断される場合、エリア（ブロック）によって約定価格が異なります。電源等を追加したエリア（ブロック）においては、最後に追加した電源等の応札価格が当該エリアの約定価格（「エリアプライス」という）となります。電源等を減じたエリア（ブロック）においては、残った電源等の応札価格のうち最も高い応札価格がエリアプライスとなります。
- （３） 市場競争が限定的となっているおそれがあるエリア（例：分断処理の結果、応札された電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が１者の独占状態となっているエリア）において、当該エリアのエリアプライスが隣接するエリアのエリアプライスの１．５倍を超えた場合、隣接するエリアのエリアプライスの１．５倍を当該エリアのエリアプライスとします。また、落札された電源等のうち、エリアプライスを上回る価格で応札されている電源等については、それぞれの電源等の応札価格をもって約定価格とするマルチプライス方式にて約定されます。
- （４） 需要曲線と供給曲線が交差しない場合、落札した電源のうち、最高値の応札価格を約定価格とします。

３．需要曲線の概要

- （１） 需要曲線は以下の考え方にに基づき設定されます。
 - ア 入札価格による価格変動幅を小さくできる傾斜型の需要曲線を採用し、上限価格を設定します。
 - イ 調達価格を抑えること、安価であっても過剰に調達しないことを目的とするため下に凸型とし、目標調達量を下回ると急峻に立ち上がる形状とします。
 - ウ 需要曲線の具体的な形状は、以下のとおりです。



- (2) 本機関は、実需給年度が 2025 年度のメインオークションにおける指標価格、目標調達量等を、業務規程 32 条の 13 の規定に基づく、実需給年度が 2025 年度のメインオークション需要曲線の公表にあわせて、公表いたします。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第 3 章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。
- (3) 上記 (1) の目標調達量には、FIT 電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の業務規程第 33 条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計（以下、「FIT 電源等の期待容量等」）を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記 (2) と同様となります。ただし、石炭とバイオマスの混焼を行う FIT 電源は、当該発電設備を供給計画に計上していること（供給計画に関連した石炭混焼バイオマス発電設備の事業者報告で確認がなされたもの）を前提に、以下の場合、応札後に当該設備の FIT および非 FIT 分の供給力を FIT 電源等の期待容量等に織り込みます。
- a. FIT 制度の適用を想定して応札しなかった場合
 - b. 「1. 落札電源の決定方法」により、非落札電源となった場合（この場合、当該非落札電源を FIT 電源等の期待容量等へ織り込んだ上で、約定処理を行います。ただし、当該非落札電源の内、応札価格が当該エリア（ブロック）の最後に追加した電源等の応札価格を下回った電源については、最も高い応札価格の電源を FIT 電源等の期待容量等に織り込まずに約定処理を行います。なお、当該非落札電源が再度非落札となった場合は、本項目の対象外の電源とします）

4. 約定結果の公表

本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照ください。

- ・ エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- ・ エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額
- ・ 落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源 ID（応札単位の附番（※））、落札容量

※応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

5. 落札後の手続き等

- （1）落札後は「第3章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」に基づき、容量確保契約書を締結していただきます。

※応札情報の登録をもって容量確保契約の申込みをしたものとして扱います。また、容量確保契約の効力発生日は約定結果の公表日とします。

- （2）落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、一定期間の容量オークションへの参加制限等の参入ペナルティが科される場合があります。

- （3）落札した電源等は、原則として供給計画に計上していただきます。ただし、落札した電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等は供給計画への計上は不要です。

6. 容量確保契約の結果の公表

容量確保契約書の締結期間終了後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は「第3章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」を参照ください。

- ・ エリア毎の契約締結総容量、約定価格および契約締結総額（マルチプライスでの約定分を除く）
- ・ エリア毎のマルチプライスでの契約締結総容量および契約締結総額

第7章 契約条件

1. 容量確保契約金額

容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいい、落札された電源等ごとに算定します。契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。

容量確保契約金額（円）

＝契約単価^{※1} × 契約容量

- － 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}
- － 調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※3}

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：「本章2 容量確保契約金額の算出に関する経過措置」を参照。

※3：「本章4 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」を参照。

なお、容量確保契約金額を12で除して円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

（1）安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

ア 2010年度末までに建設された電源

なお、2011年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても控除の対象とします。

ただし、2011 年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国または国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

イ メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

- (2) 上記（１）アについて、１計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。
- (3) 上記（１）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および（１）イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2021 年 7 月 1 日）の第 2 条にて規定します。
- (4) 上記（１）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記（１）イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

3. 市場退出

- (1) 容量提供事業者が実需給年度の開始前に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。
※市場退出後の契約容量が 1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものと
して扱われます。

ア 市場退出時の経済的ペナルティの算定方法

- (ア) 容量確保契約の効力発生日から、「容量確保契約の変更または解約の確認」（「第 3 章 募集概要 2. 落札後のスケジュール（予定）」を参照）を行う期間が終了する日までに市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。
$$\text{容量確保契約金額（円）} \times 5\% \times \text{退出容量（キロワット）} \div \text{契約容量（キロワット）}$$

※円未満の端数は切り捨てます

- (イ) 上記（ア）の容量確保契約の変更または解約の確認期間が終了する日の翌日以降に市場退出する場合は、以下の計算式で経済的ペナルティを算定します。

容量確保契約金額（円） × 10% × 退出容量（キロワット） ÷ 契約容量（キロワット）

※円未満の端数は切り捨てます

イ 市場退出時の経済的ペナルティの調整

（ア）追加オークション終了後、本オークションおよび追加オークションの実施有無ならびに結果に応じて、上記イ - （ア）に定める市場退出時の経済的ペナルティを支払った容量提供事業者に対し、一部または全額の返金を行うことにより、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

（イ）以下の場合に、市場退出時の経済的ペナルティの調整が行われます。

- a 調達オークションが実施されなかった場合、全額を返金します。
- b 調達オークションが実施され、かつ調達オークションの約定価格が本オークションの約定価格以下となる場合、全額を返金します。
- c 調達オークションが実施され、かつ調達オークションの約定価格から本オークションの約定価格を差し引いた額が本オークション約定価格に 5% を乗じた額を下回る場合、既に支払っていただいた経済的ペナルティの額から本オークションと調達オークションの約定価格の差額に退出容量を乗じた額を差し引いた額を返金します。

- （２） 容量提供事業者が実需給期間中に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が 1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものととして扱われます。

ア 容量提供事業者が市場退出する場合、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※市場退出後の契約容量が 1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものととして扱われます。

イ 市場退出時の経済的ペナルティ算定方法

経済的ペナルティは以下のとおり算定します。

容量確保契約金額（円） × 10% × 退出容量（キロワット） ÷ 契約容量（キロワット）

※円未満の端数は切り捨てます

- （３） 本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者に経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

4-1 実需給期間前

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する電源等の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源等が停止または出力低下する計画等（以下「容量停止計画」）の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

イ 電源等の区分が変動電源の場合

容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実需給年度の２年度前の夏季（７～９月）または冬季（１２～２月）に実効性テストを受け、実効性テストの最終結果またはこれに準ずるもの（※）を本機関に提出すること

※ 以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を準ずるものとして扱います。

- a 実需給年度の２年度前に実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合
ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります
- b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合
- c 本機関が合理的と判断した場合

なお、発動指令電源提供者は、本機関が指定する受付期間内に、電源等リストを提出してください。電源等リストに記載する項目は以下のとおりです。

※低圧需要家で需要抑制を行う場合で、需要抑制を行う地点での逆潮流も合わせて活用する場合は、下記 b に定める項目も記載してください。

- a 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（電源の場合）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	電源等の名称	（既設電源の場合） ・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表のいずれか１点 （新設電源の場合） ・接続検討回答書 ・工事計画届出書 ・低圧配電線への系統連系協議依頼表

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
		のいずれか1点
	受電地点特定番号	・発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内 ・売電検針票「購入電力量のお知らせ」 のいずれか1点
	系統コード	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
電源等情報 （詳細情報）	号機単位の名 称	（提出書類なし）
	系統コード	（提出書類なし）
	電源種別の区分	・発電事業届出書 ・電気工作物変更届出書 ・自家用電気工作物使用開始届出書 ・特定自家用電気工作物接続届出書 ・再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内・低圧配電線への系統連系協議依頼表 のいずれか1点（※）
	発電方式の区分	「電源種別の区分」と同一書類
	設備容量	「電源種別の区分」と同一書類
	運開年月	（提出書類なし）

情報	登録項目	提出書類（全て写しで可）
	FIT 認定 ID	参加登録の時点で FIT 認定を受けている場合は以下を提出 ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）
	特定契約終了年月	（提出書類なし）

※供給力の制御にあたって蓄電設備等を活用する場合は、供給力の制御の具体的な方法および活用する設備の性能（蓄電容量、出力等）が確認できる資料を必要に応じて提出していただきます。

b 電源等リストの具体的な登録項目および提出書類（需要家の場合）

	登録項目	提出書類（全て写しで可）
電源等情報 （基本情報）	容量を提供する電源等の区分	（提出書類なし）
	エリア名	（提出書類なし）
	所在地	（提出書類なし）
	期待容量	（提出書類なし）
	需要家名	・需要家との合意書等
	供給地点特定番号	・検針票 等

また、発動指令電源提供者は、オンライン機能（簡易指令システムを含む）を具備する必要があります。なお、新規でオンライン機能の具備のために必要な装置等を設置する場合は、設置に必要な工期も踏まえた上で、属地一般送配電事業者に申込みの手続きを行ってください。

実効性テストでは、属地一般送配電事業者からの発動指令に基づき 3 時間継続して供給力を提供していただきます。なお、属地一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の 3 時間前までに実施されます。

※発動指令の設定時間は 9 時から 20 時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）とします。

（2）アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者へ通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者へアセスメント結果の変更の有無およびアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

容量停止計画の調整

本機関は、容量停止計画の調整を以下の手順で実施し、契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

- (ア) 本機関は実需給年度の2年度前に容量停止計画を取りまとめます。
- (イ) 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または属地一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
- (ウ) 容量停止計画の調整業務を実施した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合（※）、および追加設備量を利用する場合（※）に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。
※基準については別途公表します。

契約の締結

属地一般送配電事業者と締結した余力活用に関する契約を締結したことを証する書類の写しを提出していただきます

イ 電源等の区分が変動電源の場合

容量停止計画の調整

本機関は、容量停止計画の調整を以下の手順で実施し、契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

- (ア) 本機関は実需給年度の2年度前に容量停止計画を取りまとめます。
- (イ) 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または属地一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
- (ウ) 容量停止計画の調整業務を実施した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合（※）、および追加設備量を利用する場合（※）に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。

※基準については別途公表します。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します

なお、実効性テストの評価は、容量確保契約約款第 18 条第 1 項 3 号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を 3 で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

- (ア)本機関は、提出された情報を基に、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。
- (イ)発動指令電源提供は、夏季および冬季それぞれ 1 回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます。なお、実効性テストの結果の提出にあたっては、初回および再実施いずれかの結果を、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。
- (ウ)属地一般送配電事業者からの発動指令に基づき、2 日連続で実効性テストを実施した場合は、1 日目、2 日目、および 2 日間の平均値のいずれかを、発動指令電源提供者が選択の上、本機関に提出いただきます。
※ 3 日以上連続する実効性テストは実施しません。
- (エ)本機関は、発動指令電源提供者が提出した実効性テストの結果または実効性テスト以外の発動実績の内容について、発動指令電源提供者に確認する場合があります。
- (オ)本機関は、実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量とします。なお、以下のいずれかに該当する場合は、容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします。
 - a 本機関より求められる情報を提出しなかった場合
 - b 実効性テスト結果時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績が 1,000 キロワットを下回った場合
 - c 上記（ア）による本機関の確認の結果、発動実績の妥当性が確認できない場合
- (カ)実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績（属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量より大きい場合、

参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメインオークションにおける調達上限容量を超過する場合は、この限りではありません。

(3) ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

本機関は、算定した経済的ペナルティを容量提供事業者に通知します。通知された経済的ペナルティに対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者を経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります

ア 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により属地一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、下記 2) で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

また、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします。

1) 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数^{※3}) × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※4※5}

2) 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数^{※3}) × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※4※5}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：「本章2．容量確保契約金額の算出に関する経過措置」に定める経過措置の対象外の場合、経過措置控除係数は1とします

※4：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※5：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

契約の締結

容量提供事業者が、調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科しますなお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、ペナルティを科さない場合があります

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額} \times 10\%$$

(「本章3．市場退出」に記載の市場退出に係るペナルティが、別途科されることはありません。)

イ 電源等の区分が発動指令電源の場合

実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合

契約容量の全てを市場退出とし、市場退出のペナルティを科します

2) 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合

実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を市場退出とし、以下の計算式で経済的ペナルティを科します。

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{実効性テスト未達成量} \times \text{契約単価} \times 5\%$$

(「本章3．市場退出」に記載の市場退出に係るペナルティが、別途科されることはありません。)

4-2 実需給期間中

(1) リクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

- 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合
- 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く）
- 3) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
- 5) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(ウ) 電気の供給指示への対応

実需給年度の容量停止計画を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

- 1) 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- 2) 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- 3) その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

1) 年間発動回数 = 12 回（1 日の上限は 1 回）

2) 発動指令 = 応動の 3 時間以上前

3) 継続時間 = 3 時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間）

※上記リクワイアメントに関わらず、属地一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります。（ペナルティの対象外）

※属地一般送配電事業者から発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や卸電力市場等への応札を通じて適切に供給力を提供することとします。

※発動指令電源提供者は、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて属地一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。

(2) アセスメント

容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。容量提供事業者は、通知されたアセスメント結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができます。

容量提供事業者から異議の申し出があった場合、申し出の内容を確認し、容量提供事業者のアセスメント結果の変更の有無およびアセスメント結果を変更した場合は変更内容を通知します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

(ア) 供給力の維持

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、30 分単位（以下「コマ」）でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- (2) 容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメントの対象となる容量（以下「アセスメント対象容量」）を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイアメント未達成コマを算定します。
- (3) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合は各月の管理容量、揚水（純揚水）以外の場合は提供する各月の供給力とします。
- (4) 容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合、または提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（2）で算定したリクワイアメント未達成コマに 5 を乗じます。
 - a 実需給月の前月末までに、容量停止計画が提出されている場合
 - b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）
 - c 容量停止計画の期間が、休日または夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

<需給状況に応じたリクワイアメント未達成コマの算定方法>

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5
需給ひっ迫の おそれがある時	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5

- (5) 容量停止計画が毎週火曜 17 時までに提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。

(6) 上記(2)から(5)により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

(イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

- (1) 本機関は、提出された情報をもとに、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は必要に応じて、提出された情報の内容について安定電源提供者に確認することがあります。
- (2) 本機関は、「本章4-2 実需給期間中(1)リクワイアメント ア(イ)」に該当しない場合、小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力市場等に応札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします。なお、小売電気事業者等が活用しない余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。
- (3) 前日以降の需給バランス評価において需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合において、バランス停止している電源が起動し、需給ひっ迫のおそれがあると判断された期間に供給力を提供できない場合、本機関は、安定電源提供者にその理由を問い合わせることがあります。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します。なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。

- (1) 「本章4-2 実需給期間中(1)リクワイアメント ア(ウ)」のいずれにも該当しない場合において、属地一般送配電事業者からの指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします。なお、ゲートクローズ以降の余力については、アセスメント対象容量を上限に算定します。
- (2) アセスメント対象容量については、発電方式の区分が揚水(純揚水)の場合は各月の管理容量、揚水(純揚水)以外の場合は提供する各月の供給力とします。

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率^{※1}=

$$\frac{\{\text{計量値（送電端）}^{※2} - \text{需給ひっ迫時の計量値（送電端）}^{※2, ※3}\}}{\div (\text{契約容量}^{※4} \times 8,760 \text{ 時間}^{※5})}$$

※1：%表記で小数点以下を切り上げ

※2：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※4：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※5：対象実需給年度が 366 日となる場合、8,784 時間とします。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

（ア）供給力の維持

1) 変動電源（単独）

- （1）本機関は、提出された情報を基に、コマ毎にアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報の内容について変動電源提供者に確認することがあります。
- （2）容量停止計画が提出されているコマにおいて、電源が提供できる供給力の最大値が、アセスメント対象容量を下回る場合、当該コマをリクワイアメント未達成コマとします。ただし、アセスメント対象容量の一部を供給力として提供できる場合、不足分の容量に応じてリクワイメント未達成コマを算定します。
- （3）アセスメント対象容量については、発電方式の区分が、水力（自流式）および再生可能エネルギー（太陽光、風力）の場合は期待容量等算定諸元一覧（様式 2）により算出された値とします。
- （4）容量停止計画が、以下のいずれにも該当しない場合または提出された容量停止計画が属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない場合は、上記（2）で算定したリクワイアメント未達成コマに 5 を乗じます。
 - a 実需給月の前月下旬までに、容量停止計画が提出されている場合

- b 週間断面の需給バランス評価に用いる週間計画の提出期限（火曜日 17 時）までに、容量停止計画が提出されている場合（ただし、平常時に限る）
- c 容量停止計画の期間が、休日または夜間（22 時～8 時）の場合（ただし、平常時に限る）

＜需給状況に応じたリクワイメント未達成コマの算定方法＞

提出時期 需給状況	毎月下旬	毎週火曜日 17 時	毎週火曜日 17 時以降	
			休日、夜間	休日、夜間以外
平常時	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5
需給ひっ迫のおそれがある時	未達成コマ数× 1	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5	未達成コマ数× 5

- (5) 電源等の維持・運営に必要な作業以外の要因に伴い容量停止計画が毎週火曜 17 時までに提出されている場合については、以降に容量停止計画の変更が生じたとしても、本機関が合理的と判断した場合、リクワイアメント未達成コマ数に 1 を乗じます。
- (6) 上記（2）から（5）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

2) 変動電源（アグリゲート）

- (1) 本機関は、提出された情報を基に、毎月アセスメントを実施します。
なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について変動電源提供者に確認する場合があります。
- (2) 本機関は、変動電源提供者がアセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイメント未達成コマとします。なお、アセスメント対象容量については、期待容量等算定諸元一覧（様式 2）により算出された値とします。
- (3) 前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマについては、上記（2）で算定したリクワイメント未達成コマ数に 5 を乗じます。
- (4) 上記（2）および（3）により求めた値の合計をリクワイアメント未達成コマ総数とします。

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します。

本機関は、提出された情報を基に、コマ単位でアセスメントを実施します。なお、本機関は、必要に応じて、提出された情報について発動指令電源提供者に確認する場合があります。

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率^{※1} = 発動実績 / アセスメント対象容量
- ・コマごとの未達成率^{※1} = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率
- ・需要抑制の発動実績^{※2} = ベースライン - 計量値
- ・発電の発動実績^{※2} = 計量値 - ベースライン
- ・発動実績^{※3} = 需要抑制の発動実績の総和 + 発電の発動実績の総和
- ・コマごとのリクワイアメント未達成量^{※3} = アセスメント対象容量
× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（容量確保契約約款別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

（３）ペナルティ

本機関は、前項の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

ア 電源等の区分が安定電源の場合

（ア）供給力の維持

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

容量確保契約金額 × (年間計画停止コマ相当数^{※2} - 8,640) × 0.0125%

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

（イ）発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

$$\text{ペナルティレート} = \text{容量確保契約金額} / (\text{契約容量} \times Z^{\ast})$$

※：1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

(ウ) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

$$\text{経済的ペナルティ} = \text{リクワイアメント未達成量} \times \text{ペナルティレート}$$

$$\text{ペナルティレート} = \text{容量確保契約金額} / (\text{契約容量} \times Z^{\ast})$$

※：1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間であり、本オークションにおいては30時間とします。

(エ) 稼働抑制

非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します
なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します

$$\text{経済的ペナルティ} = \text{容量確保契約金額} \times 20\%^{\ast}$$

※ 1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、単位は0.01%とし、その端数は、小数点以下第3位を四捨五入します。

イ 電源等の区分が変動電源の場合

(ア) 供給力の維持

1) 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} =$$

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間計画停止コマ相当数}^{\ast 2} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

2) 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

$$\text{経済的ペナルティ}^{\ast 1} =$$

$$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\ast 2} - 8,640) \\ & \times 0.0125\% \end{aligned}$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(ア) 発動指令への対応未達

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します。

経済的ペナルティ =

$$\text{容量確保契約金額} \times 110\%$$

$$\times \text{リクワイアメント未達量} / (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{ 時間} \times 12 \text{ 回})$$

(4) ペナルティの扱いについて

ア 経済的ペナルティの年間上限額および月間上限額は、以下の計算式で算定される金額とします。ただし、発動指令電源および非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、月間上限額の対象外とします。

$$\text{年間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 110\%$$

$$\text{月間上限額 (円)} = \text{容量確保契約金額 (円)} \times 18.3\%$$

イ 経済的ペナルティは、毎月算定し、円未満の端数は切り捨てます。

ウ 経済的ペナルティの総額が容量確保契約金額を上回った分については、消費税の対象外となります。

エ 経済的ペナルティの算定結果を容量提供事業者へに通知します。通知された経済的ペナルティの算定結果に対して異議がある場合、本機関に申し出ることができません。

オ 容量提供事業者から異議の申し出があった場合、本機関はその内容を確認し、容量提供事業者へに経済的ペナルティの変更の有無を通知します。経済的ペナルティが変更される場合は、変更後の経済的ペナルティも合わせて通知します。

カ 容量提供事業者が重大な違反行為を行った場合、当該容量提供事業者に対し、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等の参入ペナルティが科されることがあります。

5. 容量確保契約金額の支払・請求について

(1) 毎月の支払または請求は、容量確保契約金額（各月）から、「第4章 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナ

ルティを減じることにより算定し、正值となる場合は支払金額とし、負値となる場合は請求金額とします。

- (2) 支払は上記(1)の支払金額を事業者情報に登録された銀行口座への振込により行われます。なお、振込手数料は容量提供事業者の負担となります。
- (3) 請求は上記(1)の請求金額を本機関から容量提供事業者に請求し、容量提供事業者が本機関の指定する銀行口座へ振込いただきます。(振込手数料は、容量提供事業者の負担となります)

6. 消費税等相当額について

- (1) 容量確保契約金額の消費税等相当額は外税です。
- (2) 「本章5. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」に基づき算定される経済的ペナルティは消費税等相当額の課税対象となります。ただし、経済的ペナルティの年間累計額(調整不調電源に科される経済的ペナルティを除く)が容量確保契約金額を超えた部分は、消費税等相当額の課税対象外(不課税)となります。

7. その他

- (1) 容量提供事業者は容量確保契約に基づき電源等差替が可能です。
- (2) 国の審議会等の審議事項を含め、本要綱の策定の前提としていない事象が生じた場合は、本機関にて取り扱いを検討し、関係する事業者等に通知または公表いたします。
- (3) 戦争、大規模自然災害、容量確保契約の効力発生後に発生した事後的な法令改正や規制適用等による運転停止、および送電線故障による出力抑制等の不可抗力により供給力の提供が困難となった場合には、容量確保契約に基づくリクワイアメントの不履行について責めを負わないこととします。ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により供給力を提供しない場合は除きます。
- (4) 容量提供事業者が容量オークションへの参加に伴う誓約書に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、本機関は容量確保契約を解約できるものとします。この場合、市場退出によるペナル

ティの他に、参入ペナルティおよび市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に経済的ペナルティを科す場合があります。

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者

印

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 容量オークション募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2025 年度）

＜対象；火力、水力（純揚水以外）、原子力、再エネ（地熱、バイオマス、廃棄物のみ）＞

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください。

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

＜会社名：＞

項 目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する 電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の供給力の最大値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													kW
期待容量	(自動計算)												kW
提供する各月の供給力	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													kW
応札容量	(自動計算)												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2021/8/23～9/10）に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - 発電方式の区分については、電源等情報（詳細情報）に登録した区分を記載してください。ただし、複数の区分を登録している場合は、主たる区分を記載して下さい。
 - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
 - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
 - 各月の供給力の最大値については、設備容量から所内電力、大気温およびダム水位低下等の影響による能力減少分を差し引いた値を記載して下さい。
 - 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中（2021/10/15～10/20）に容量市場システムに登録して下さい。
 - 提供する各月の供給力については、各月の供給力の最大値を上限に、任意に記載して下さい。※この値がアセスメント対象容量になります。
 - 応札容量については、自動計算されます。※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2025 年度）

<対象；水力（自流水のみ）、再エネ（太陽光、風力のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください。

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名：>

項 目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する 電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
送電可能電力													kW
調整係数	(自動計算)												%
各月の供給力の最大値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							kW
期待容量	(自動計算)												kW
提供する各月の供給力	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													kW
アセスメント対象容量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							kW
応札容量	(自動計算)												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2021/8/23～9/10）に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、電源等情報（基本情報）に登録した区分を記載して下さい。
 - 発電方式の区分については、電源等情報（詳細情報）に登録した区分を記載して下さい。
 - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
 - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
 - 送電可能電力については、設備容量から所内電力、ダム水位低下等の影響による能力減少分を差し引いた値を記載して下さい。
 - 調整係数については、自動計算されます。
 - 各月の供給力の最大値については、自動計算されます。応札時に応札容量を減少させる際の参考としてください。
 - 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。
- 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中（2021/10/15～10/20）に容量市場システムに登録して下さい。
 - 提供する各月の供給力については、送電可能電力を上限に、任意に記載して下さい。
 - 応札容量については、自動計算されます。※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。
 - アセスメント対象容量については、自動計算されます。

期待容量等算定諸元一覧（対象実需給年度：2025 年度）

<対象；水力（純揚水のみ）>

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください。

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

<会社名：>

項 目	事業者入力												単位
電源等識別番号													
容量を提供する 電源等の区分													
発電方式の区分													
エリア名													
設備容量													kW
各月の送電可能電力	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													kW
各月の運転継続時間 (期待容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													h
各月の上池容量 (期待容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							kWh
各月の調整係数 (期待容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							%
期待容量	(自動計算)												kW
各月の管理容量	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													kW
各月の運転継続時間 (応札容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
													h
各月の上池容量 (応札容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							kWh
調整係数 (応札容量算出用)	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
						(自動計算)							%
応札容量	(自動計算)												kW

(記載要領)

- 以下の項目については、期待容量の登録期間中（2021/8/23～9/10）に容量市場システムに登録して下さい。
 - 電源等識別番号については、電源等情報（基本情報）に登録した後に、容量市場システムで付番された番号を記載して下さい。
 - 容量を提供する電源等の区分については、安定電源で固定です。
 - 発電方式の区分については、揚水（純揚水）で固定です。
 - エリア名については、電源等情報（基本情報）に登録した「エリア名」を記載して下さい。
 - 設備容量については、電源等情報（詳細情報）に登録した「設備容量」を応札単位毎に合計した値を記載して下さい。
 - 各月の送電可能電力については、設備容量から各月の所内電力、ダム水位低下等の影響による能力減少分を差し引いた値を記載して下さい。
 - 各月の運転継続時間（期待容量算出用）については、各月の上池容量（期待容量算出用）の範囲内で最大出力で発電した場合に運転可能な継続時間（整数）を記載して下さい。
 - 各月の上池容量（期待容量算出用）については、自動計算されます。

- ・ 各月の調整係数（期待容量算出用）については、自動計算されます。
- ・ 期待容量については、自動計算されます。※この値が容量オークションに応札する際の応札容量の上限値になります。

2. 以下の項目については、応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧登録受付期間中（2021/10/15～10/20）に容量市場システムに登録して下さい。

- ・ 各月の管理容量については、ダム運用のリスクを踏まえ、同月の各月の送電可能電力を上限に任意に記載して下さい。※この値がアセスメント対象容量になります。
- ・ 各月の運転継続時間（応札容量算出用）については、ダム運用のリスクを踏まえ、任意の継続時間(整数)を記載して下さい。ただし、その際には各月の上池容量（応札容量算出用）が、同月の各月の上池容量（期待容量算出用）以下になるようにして下さい。
- ・ 各月の上池容量（応札容量算出用）については、自動計算されます。
- ・ 各月の調整係数（応札容量算出用）については、自動計算されます。
- ・ 応札容量については、自動計算されます。※応札時、この値を容量市場システムで応札容量に入力してください。

(様式3)

発動指令電源のビジネスプラン申請書

※期待容量の登録申込の際、チェックしてください

☐ 電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認しました。

対象実需給年度	2025年度
提出日	

事業者名	
電源等の名称	
電源等識別番号	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

確保している期待容量(電源)	
確保している期待容量(需要家)	
分析に基づく期待容量(電源)	
分析に基づく期待容量(需要家)	
期待容量の合計(kW)	0kW

電源の制御方法 ※1 (蓄電池が設置されている場合はその旨を記載してください)	
電源獲得の実績と予定 ※2	
需要家の抑制制御方法 ※1	
需要家獲得の実績と予定 ※3	

※1…発動指令に応じるための制御方法について具体的に記載してください。必要に応じ補足資料を添付しても構いません。

※2…獲得する電源の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について、具体的に記載してください。

※3…獲得する需要家の属性、交渉状況、契約締結予定時期等について具体的に記載してください。

容量確保契約約款

2021 年 7 月

電力広域の運営推進機関

(変更履歴)

2020 年 6 月 施行

2021 年 7 月 変更

目次

第1章 総則.....	4
第1条 適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 定義	4
第4条 契約期間	4
第5条 単位および端数処理.....	4
第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催.....	4
第2章 容量確保契約金額.....	6
第7条 容量確保契約金額の算定.....	6
第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求.....	6
第3章 権利および義務.....	7
第9条 需給バランス評価.....	7
第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い.....	7
第11条 電源等差替.....	7
第12条 市場退出	7
第13条 市場退出時の経済的ペナルティ	8
第14条 実需給期間前のリクワイアメント.....	9
第15条 実需給期間前のアセスメント.....	9
第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ	10
第17条 実需給期間中のリクワイアメント.....	11
第18条 実需給期間中のアセスメント.....	12
第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ	15
第20条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限.....	16
第21条 金員の移動.....	16
第22条 容量確保契約金額の精算.....	17
第23条 不可抗力が生じた場合の特則.....	17
第24条 参入ペナルティ.....	17
第4章 契約の変更等.....	18
第25条 契約の変更.....	18
第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡.....	18
第27条 契約の解除.....	18
第5章 一般条項.....	20
第28条 免責	20
第29条 守秘義務	20
第30条 個人情報の取扱い.....	20
第31条 反社会的勢力との関係排除.....	21
第32条 準拠法	21
第33条 合意管轄裁判所.....	22
第34条 誠実協議	22

附則（2020 年 6 月 30 日）	23
第 1 条 適用対象	23
第 2 条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出	23
第 3 条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	23
附則（2021 年 7 月 1 日）	25
第 1 条 適用対象	25
第 2 条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置	25
第 3 条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ	26
別紙 ベースラインの算定方法	
別添 用語の定義	

第1章 総則

第1条 適用

1. この容量確保契約約款（以下「本約款」という）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という）と容量提供事業者との間で締結される容量確保契約書に関し、容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を定めたものです。
2. 本機関と容量確保契約（以下「本契約」という）を締結する容量提供事業者は、実需給期間において、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者に限ります。
3. 本契約は、容量確保契約書（契約書別紙を含む）および本約款で構成されるものとします。

第2条 約款の変更

本機関は、電気事業法その他の法令の改正等により本約款を変更する必要がある場合、本約款を変更することがあります。その場合、本約款の変更後の本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとします。

第3条 定義

本約款における用語の定義は、別添「用語の定義」に定めます。なお、特段の定めのない用語については、本機関が定める定款、業務規程、送配電等業務指針、オークション募集要綱および容量市場業務マニュアルにおける用語と同一の意味を有するものとします。

第4条 契約期間

本契約の契約期間は、オークション募集要綱に基づき約定結果を公表した日から、オークション募集要綱に基づく実需給年度の末日までとします。

第5条 単位および端数処理

1. 本契約における単位および端数処理は次の各号に定めるとおりとします。
 - ① 設備容量
原則として、1キロワット(kW)とし、その端数は切り捨てます
ただし、設備容量が1,000kW未滿となる場合の単位は0.1kWとします
 - ② 容量確保契約容量（以下「契約容量」という）の単位は1kWとし、その端数は切り捨てます
 - ③ 価格その他の金額について
特段の記載が無い限り、消費税等相当額を含みません
また、価格その他の金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます
2. 本契約に基づく計算に際しては、その過程において、端数処理は行わないものとします。

第6条 追加オークションおよび特別オークションの開催

1. 本機関は、実需給年度の想定需要や第12条に示す市場退出の発生状況等を考慮し、必要がある場合には、実需給年度の1年度前において、以下の各号に掲げる追加オークションを実施する場合があります。

- ① 調達オークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集するオークション
 - ② リリースオークション
必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した本契約に定められた容量を売却する容量提供事業者を募集するオークション
2. 本機関は、メインオークションおよび追加オークションで確保した供給力から、将来における需給ひっ迫のおそれその他安定供給の維持が困難になることが明らかになった場合またはその他本機関が必要と認めた場合には、特別オークションを開催することがあります。

第2章 容量確保契約金額

第7条 容量確保契約金額の算定

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$\begin{aligned} & \text{容量確保契約金額} \\ &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ &- \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\ast 2} \end{aligned}$
--

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てて算定したもの

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

2. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
3. 第1項に基づき算定された容量確保契約金額を12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
4. 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第1項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

第8条 各月の容量確保契約金額の支払・請求

1. 本機関は、実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合は、その前営業日）までに、前条に基づき算出された容量確保契約金額（各月）から第19条に基づき算定される実需給期間中の経済的ペナルティおよび第27条3項に基づき算定される契約解除の経済的ペナルティを減じた金額が正值となる場合、算定された金額（以下「支払金額」という）を支払うものとします。
2. 前項に基づき算定された金額が負値となる場合、本機関は容量提供事業者に対して、当該金額（以下「請求金額」という）を請求します。
3. 請求に対する入金期限日は実需給年度の9月から翌年8月までの間、各月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。

第3章 権利および義務

第9条 需給バランス評価

本機関は、翌日計画、気象情報その他必要な情報に基づき、実需給の前日に需給バランス評価を行い、30分ごとに平常時と需給ひっ迫のおそれがある時に区分し、その結果を公表し、以降、これを見直して公表します。

第10条 容量停止計画の提出と計画停止の扱い

1. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、本機関に対し、実需給月の前月末までに、翌月の容量停止計画を提出するものとします。
2. 安定電源提供者および変動電源（単独）提供者は、前項に基づき提出した容量停止計画に変更が生じた場合には、速やかに、本機関に対し、変更後の容量停止計画を提出するものとします。
3. 本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。
 - ① 実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間
 - ② 実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間
 - ③ 上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間
 - ④ 上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合
 - ⑤ 容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日または夜間における停止※期間

※停止：発電の停止および発電の出力抑制の総称
4. 本機関は、次の各号に掲げる期間について、計画外停止の期間として扱います。
 - ① 計画停止期間以外の停止期間
 - ② 容量停止計画に記載された停止期間のうち、属地一般送配電事業者の承認（調整対象外作業停止計画を含む）した作業停止計画と整合が取れていない期間

第11条 電源等差替

1. 容量提供事業者は、電源等差替を行うことができるものとします。
2. 前項の電源等差替を行うにあたっては、別途本機関が定める容量市場業務マニュアルに従うものとします。

第12条 市場退出

1. 本機関は、契約電源が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該電源の契約容量の全部または一部の容量を市場退出として扱います。
 - ① 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、容量提供事業者が第11条に示す電源等差替を行わずに市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量
 - ② 契約電源の休止・廃止を決定し、実需給年度に供給力の提供が不可能となる場合において、電源等差替を行った容量が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から差替

後の容量を差し引いた容量

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ④ 電源等の区分が安定電源の場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者の求めに応じた給電申合書を締結しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑤ 電源等の区分が安定電源のうち調整機能ありの場合で、本機関または属地一般送配電事業者が指定した期限までに属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または余力活用に関する契約を解約した場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑥ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストを受けるための電源等リスト提出の期限までに電源等リストを提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑦ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、本機関が指定した期限までに実効性テストの結果を本機関に提出しない場合または本機関が認める他の実績を提出しない場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑧ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が契約容量に満たない場合、当該電源の契約容量から実効性テストの最終結果を差し引いた容量
 - ⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
 - ⑩ 契約電源が FIT 電源または FIP 電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量（ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある）
 - ⑪ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が 1,000kW 未満となる場合、当該電源の契約容量の全量
2. 契約電源の契約容量の一部が市場退出した場合、市場退出した電源の契約容量を控除したものを新たな契約容量とします。
 3. 本契約に定められた契約電源の契約容量の全量が市場退出した場合、本契約は終了するものとします。その場合、容量提供事業者と本機関は別途解約合意書を締結するものとします。

第 13 条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第 12 条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。
 - ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
経済的ペナルティ^{※1} = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価^{※2} × 5%
 - ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
経済的ペナルティ^{※1} = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価^{※2} × 10%

※1：経済的ペナルティの金額は円未満を切り捨て

※2：容量確保契約金額を容量確保契約容量で除したもの

2. 前項第1号で科した経済的ペナルティは、以下の各号に該当する場合に返金を行います。

① 調達オークションが開催されなかった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

② 調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格以下となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額

③ 調達オークションが開催され、調達オークションの約定価格がメインオークションの約定価格×105%未満となった場合

返金額 = 市場退出時の経済的ペナルティの全額－市場退出した電源等の容量

× (調達オークションの約定価格－メインオークションの約定価格)

第14条 実需給期間前のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間前のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

(2) 契約の締結

安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

実需給年度の2年度前に、本機関または属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

※対象となる容量停止計画：電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインにおける定期補修および中間補修

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実需給年度の2年度前に、契約容量以上となる実効性テストの最終結果およびこれに準ずるものを本機関に提出すること

ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に属地一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります

第15条 実需給期間前のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。

本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

(2) 契約の締結

調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しているかを確認します

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 容量停止計画の調整

契約電源が調整不調電源となっていないかを確認します

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テストの結果等を本機関に提出したか確認します

なお、実効性テストの評価は、第 18 条第 1 項 3 号に示す実需給期間中のアセスメントと同じ方法によりコマごとのリクワイアメント未達成量を算定し、そのコマごとのリクワイアメント未達成量の合計を 3 で除した値を実効性テスト未達成量とします。また、実効性テストの最終結果に準ずる他の発動実績を利用する場合も同様に算定するものとします。

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知します。

② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。

③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 16 条 実需給期間前の経済的ペナルティ

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して以下の減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.3% / 日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × 契約容量 × 0.6% / 日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は

切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります

② 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 契約の締結

容量提供事業者が、調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結しない、または実需給期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 実効性テスト結果等

実効性テスト結果等の状況により、以下のように扱います

- i 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が 1,000kW 未満の場合
契約容量の全てを、第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します
- ii 実効性テスト結果等が契約容量に満たない場合
実効性テスト未達成量に相当する、契約容量の一部を第 12 条に示す市場退出とし、第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します

第 17 条 実需給期間中のリクワイアメント

容量提供事業者は、契約電源について、以下の各号に定める実需給期間中のリクワイアメントを達成しなければならないものとします。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします

- i 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合
- ii 燃料制約等の制約がある場合（ただし、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く）
- iii 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合
- iv 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合
- v その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(3) 電気の供給指示への対応

実需給年度において、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること

ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません

- i 属地一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合
- ii 属地一般送配電事業者が直接的に出力の制御が可能な場合
- iii その他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源については実需給期間中における年間設備利用率を 50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること

ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640 コマ（180 日相当）を上限に、契約電源の停止またはアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします

※自然影響：日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

実需給年度において、属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応した結果、創出された供給力を、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に提供すること

ただし、属地一般送電事業者による発電指令の概要は以下のとおりとします

- i 年間発動回数 = 12 回（1 日の上限は 1 回）
- ii 発動指令 = 応動の 3 時間以上前
- iii 継続時間 = 3 時間（土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時～20 時の間）

第 18 条 実需給期間中のアセスメント

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場

業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

・当該電源等の計画外停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を全て卸電力取引所等に入札しているか確認します

なお、アセスメントはコマごとに評価するものとします

・リクワイアメント未達成量※¹ = 発電余力 - 卸電力取引所等に入札した容量※²

・発電余力※¹ = アセスメント対象容量 - 発電計画

※¹：負値となる場合は零とします

※²：提出書類の不足等により確認ができない場合や、燃料制約等の妥当性が確認できない場合は発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者からの電気の供給指示への対応有無を確認します

なお、電気の供給指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量をリクワイアメント未達成量とします

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えていないか確認します

・年間設備利用率※¹ =

{計量値(送電端)※² - 需給ひっ迫時の計量値(送電端)※^{2, ※3}} ÷ (契約容量※⁴ × 8,760 時間※⁵)

※¹：%表記で小数点以下を切り上げ

※²：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの計量値(発電端)に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値(送電端)相当を算定します

※³：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※⁴：1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1 計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します

※5：対象実需給年度が366日となる場合は8,784時間とします

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間の計画停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

- ・当該電源等の計画停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

- ・当該電源等の計画外停止コマ相当数※ =

(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

ii 変動電源（アグリゲート）

提供された情報を基に、アセスメント対象容量に相当する供給力をどの程度まで提供していたかを確認します

アセスメント対象容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマを、リクワイアメント未達成コマとします

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマがリクワイアメント未達成コマの場合、リクワイアメント未達成コマ数は5を乗じます

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します

また、当該発令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供することとします

- ・コマごとの達成率※1 = 発動実績 / アセスメント対象容量

- ・コマごとの未達成率※1 = 1 - コマごとのリクワイアメント達成率

- ・需要抑制の発動実績※2 = ベースライン - 計量値

- ・発電の発動実績※2 = 計量値 - ベースライン

- ・発動実績※3 = 需要抑制の発動実績の総和 + 発電の発動実績の総和

- ・コマごとのリクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量

× コマごとの未達成率

※1：負値となる場合は零とします

※2：需要抑制の発動実績および発電の発動実績は、電源等リストに登録された全ての個別地点ごとにおいてコマごとに算定し、それが負値となる場合でも負値として扱います（別紙「ベースラインの算定方法」によります）

※3：個別地点の発動実績を、各地点の電圧区分の損失率を考慮した送電端換算値で算定します

2. 本機関は、以下の手続きによりアセスメント結果を確定します。

- ① 本機関は、前項に基づくアセスメントの結果をとりまとめ、容量提供事業者に通知しま

す。

- ② 容量提供事業者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知するものとします。
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、再度アセスメントを行い、その結果を容量提供事業者に通知します。

第 19 条 実需給期間中の経済的ペナルティ

1. 本機関は、第 18 条の実需給期間中のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1} =

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間計画停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計

(2) 発電余力の卸電力取引所等への入札

前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合に、卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1 年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(3) 電気の供給指示への対応

属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、ゲートクローズ以降の発電余力の全量に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ = リクワイアメント未達成量 × ペナルティレート

ペナルティレート = 容量確保契約金額 / (契約容量 × Z[※])

※Z：1 年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間

(4) 稼働抑制

対象実需給年度が 2025 年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が 50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します

なお、経済的ペナルティは最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じます

経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20%[※]

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

② 電源等の区分が変動電源の場合

(1) 供給力の維持

i 変動電源（単独）

年間停止コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1}＝

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{年間計画停止コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

ii 変動電源（アグリゲート）

リクワイアメント未達成コマ相当数に対して、経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ^{※1}＝

$$\text{容量確保契約金額} \times (\text{リクワイアメント未達成コマ相当数}^{\text{※2}} - 8,640) \times 0.0125\%$$

※1：負値となる場合は零とします

※2：実需給年度内での累計とします

③ 電源等の区分が発動指令電源の場合

(1) 発動指令への対応

属地一般送配電事業者からの発動指令に対応できなかった比率に応じた経済的ペナルティを科します

経済的ペナルティ＝

$$\text{容量確保契約金額} \times 110\% \times \text{リクワイアメント未達量} \\ \div (\text{アセスメント対象容量} \times 3 \text{ 時間} \times 12 \text{ 回})$$

2. 前項に定めるペナルティは、月ごとに算定し、第 8 条に示す容量確保契約金額（各月）の算定時に反映します。

第 20 条 実需給期間中の経済的ペナルティの上限

1. 第 19 条に示す実需給期間中の経済的ペナルティの上限額は以下のとおりとします。
 - ① 年間上限額：容量確保契約金額 $\times$ 110%
 - ② 月間上限額：容量確保契約金額 $\times$ 18.3%
2. 第 19 条第 1 項第 3 号に示す実需給期間中の経済的ペナルティ（発動指令電源の場合）および第 19 条第 1 項第 1 号 5 に示す非効率石炭火力電源の稼働抑制の未達成に対する経済的ペナルティについては、前項第 2 号に示す月間上限額の対象外とします。
3. 容量確保契約金額および第 19 条に示す経済的ペナルティは消費税相当額の課税対象となります。ただし、第 1 項第 1 号に示す年間上限額について、容量確保契約金額を超過する部分は、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。

第 21 条 金員の移動

本契約に基づく金員の移動は、相手方が指定する金融機関の口座に振込送金する方法によるものとし、振込送金にかかる手数料は、容量提供事業者が負担するものとします。

第 22 条 容量確保契約金額の精算

容量確保契約金額の精算にあたっては、以下の手続きによります。

- ① 本機関より、容量提供事業者に対して支払金額、請求金額等およびその根拠を通知します
- ② 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から 5 営業日以内に、その理由を付して本機関に通知します
- ③ 本機関は、前号の通知を受けた場合、その理由を確認し、支払金額または請求金額等を再度算定し、その結果を容量提供事業者に再度通知します
- ④ 容量提供事業者は、前号の通知を確認し、異議申し立ての手続きが完了するまで、第 2 号、第 3 号に示す内容を繰り返します
- ⑤ 第 2 号の異議が無い場合または前号の手続きが完了した場合、第 8 条に示す期日までに、第 21 条に基づき金員の移動を行います
- ⑥ 請求金額が第 8 条に示す期日までに金員の移動が行われなかった場合、翌月の支払金額の減額等を行います

第 23 条 不可抗力が生じた場合の特則

1. 第 13 条から第 19 条にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事象（以下「不可抗力」という）が生じたことにより供給力を提供できないまたは供給力の提供ができなくなること（ただし、燃料その他発電コストの上昇等の経済的な事由により、容量提供事業者が供給力を提供しない場合は除く）が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を考慮し、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。（第 13 条に示す市場退出時の経済的ペナルティは除く）
 - ① 大規模な風水害や地震等の天災地変
 - ② 戦争、内乱、暴動、革命その他の無秩序状態
 - ③ 事後的な法令改正や規制適用による運転停止
 - ④ 一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等
2. 容量提供事業者は、不可抗力が発生した場合であっても、不可抗力による供給力の提供に対する影響が最小限となるよう努力するとともに、その影響が除去されたとき、直ちに本機関に通知するものとします。

第 24 条 参入ペナルティ

本機関は、容量提供事業者が、送配電等業務指針、オークション募集要綱、容量市場業務マニュアル、本約款およびその他容量市場に関連する法令等について、重大な違反行為を行ったと本機関が認めた場合、当該容量提供事業者に参加ペナルティを科すことができるものとします。

第4章 契約の変更等

第25条 契約の変更

1. 容量提供事業者は、以下の各号のいずれかに該当する事象が生じ、容量確保契約書に定められた電源等の内容に変更が生じた場合、本契約を変更するものとします。
 - ① 追加オークションに応札した電源等が落札された場合
 - ② リリースオークションにより契約容量の全部または一部を売却した場合
 - ③ 契約電源が第12条に示す市場退出をした場合
 - ④ 第11条に示す電源等差替を実施した場合
 - ⑤ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
 - ⑥ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定時または変更時
 - ⑦ 容量提供事業者の事業者情報または電源等情報の内容が変更となる場合
 - ⑧ 第26条に基づく権利および契約上の地位の譲渡がなされた場合
2. 前項の本契約の変更は、原則として容量市場システムを通じて行うものとします。
3. 第1項の本契約の変更は、本機関の変更契約書の承認をもって成立するものいたします。

第26条 権利義務および契約上の地位の譲渡

1. 容量提供事業者は、事前に本機関の同意を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位（以下、総称して「本契約上の地位等」という）を第三者に譲渡または承継させることはできません。
2. 容量提供事業者は、本機関の同意を得て、本契約上の地位等を譲渡または承継する場合であっても、譲渡または承継の時点で既に発生している容量提供事業者の債権および債務は、譲渡または承継できないものとします。

なお、プロジェクトファイナンス等により設立された発電所あるいは法人に対する担保権設定等については、本機関と容量提供事業者の間で協議するものとします。
3. 承継により新たな容量確保契約を締結した場合であっても、承継される電源等のリクワイアメント達成状況が承継されるものとします。

第27条 契約の解除

1. 本機関および容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る。
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき

⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

2. 本機関は、容量提供事業者が、市場支配力の行使その他容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第5章 一般条項

第28条 免責

本機関は、本機関に故意または重過失がある場合を除き、リクワイアメントを達成することによる発電設備の事故や停電等により容量提供事業者が受けた不利益について、一切の責任を負いません。

第29条 守秘義務

1. 本機関および容量提供事業者は、以下の各号のいずれかの場合を除き、本契約の内容およびその他本契約に関する一切の事項並びに本契約に関して知りえた相手方に関する情報（以下、総称して「秘密情報」という）について、相手方の同意なくして、第三者（親会社、自己または親会社の役員および従業員、容量提供事業者が容量市場に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザー、容量提供事業者と相対契約等の協議を行う取引先は除く）に開示してはならないものとします。
 - ① 開示のときに既に公知であったもの、または開示後に、被開示者の責めによらずして公知となったもの
 - ② 開示のときに、被開示者の既知であったもの、または被開示者が既に所有していたもの
 - ③ 被開示者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - ④ 被開示者が、開示された情報によらずして独自に開発したことを証明できるもの
 - ⑤ 法令に従い行政機関または司法機関により開示を要求されたもの、または電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者より正当な手続きを経て開示請求され、広域機関が適切と承認したものなお、この場合、開示する内容はできる限り最小限の範囲となるよう努力するものとし、速やかに、その事実と開示する情報を相手方に通知するものとします。
 - ⑥ オークション募集要綱で公表するとした情報
2. 前項にかかわらず、本機関および容量提供事業者は、本契約の履行に必要な範囲において、以下の各号に掲げる者に対して、秘密情報を開示することができるものとします。
 - ① 監督官庁
 - ② 電力・ガス取引監視等委員会
 - ③ 一般送配電事業者
3. 容量提供事業者は、本機関が本契約の履行に必要な範囲において、各一般送配電事業者から当該容量提供事業者の情報を得ることについて、あらかじめ同意することとします。
4. 前各項の定めは、本契約の存続、終了によらず、本契約および附帯する一切の契約等の有効期間終了後も有効とします。

第30条 個人情報の取扱い

1. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号、以下、「個人情報保護法」という）第2条第1項に定める情報をいう、以下同じ）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱います。
2. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託す

る場合は、本条に基づき個人情報の適切な管理のために本機関が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけます。

3. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報を取り扱う場合には、適切な実施体制のもと個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む）のための必要な措置を講じます。
4. 本機関は、容量提供事業者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用および責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、容量提供事業者に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告します。
5. 本機関は、本機関または再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより容量提供事業者または第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負います。
6. 本規定は、本契約または委託業務に関連して本機関または再委託先が容量提供事業者から預託され、または自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、または解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有します。

第 31 条 反社会的勢力との関係排除

1. 本機関および容量提供事業者は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとします。
 - ① 自己および自己の役職員が反社会的勢力（平成 19 年 6 月 19 日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう、以下同じ）でないこと、または、反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過しない者でないこと
 - ② 自己および自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - ③ 自己および自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - ④ 自己および自己の役職員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - ⑤ 自己および自己の役職員が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと
2. 容量提供事業者および本機関は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
3. 容量提供事業者または本機関は、相手方が第 1 項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

第 32 条 準拠法

本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第 33 条 合意管轄裁判所

本契約に関する一切の争訟については、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 誠実協議

本契約に定めのない事項または本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関および容量提供事業者は、本契約および電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

附則（2020 年 6 月 30 日）

第 1 条 適用対象

本附則は対象実需給期間が 2024 年度の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

本約款の第 7 条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第 7 条を以下に読み替えます。

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} \text{容量確保契約金額} &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \text{契約容量} \\ &\quad - \text{経過措置控除額} \\ &\quad - \text{第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\ast 2} \\ \\ \text{経過措置控除額} &= \text{契約単価}^{\ast 1} \times \{ \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置係数}) \}^{\ast 3} \\ \text{経過措置係数} &= (1 - \text{控除率}) \end{aligned}$$

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：契約容量×（1－経過措置係数）の算定時に小数点以下を切り捨て

2. 控除率は、以下のとおりとします。

実需給期間が 2024 年度・・・42%

3. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、前項の控除率に基づく経過措置係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、経過措置係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します。

4. 前項の経過措置係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第 12 条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。

5. （削除）

6. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。

7. 第 1 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

第 3 条 経過措置対象電源に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第 16 条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源

または変動電源（単独）で、かつ契約電源が経過措置対象電源の場合、第 16 条第 1 項第 1 号を以下に読み替えます。

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

附則（2021 年 7 月 1 日）

第 1 条 適用対象

本附則は対象実需給年度が 2025 年度以降の容量確保契約に適用するものとします。

第 2 条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

対象実需給期間が 2025 年度以降の容量確保契約における本約款の第 7 条に示す容量確保契約金額の算定について、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）の場合、第 7 条を以下に読み替えます。なお、本条で示す経過措置の対象となるのは、契約電源が 2010 年度末までに建設された電源、またはメインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源またはその両方の場合となります。

1. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があります。

なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、契約電源が 2010 年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、メインオークション応札時の応札価格が約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

$$= \text{契約単価}^{※1} \times \text{契約容量} \times (1 - \text{経過措置控除係数})^{※2}$$

経過措置控除係数

$$= \text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} \times \text{入札内容に応じた控除額係数}$$

$$\text{電源等の経過年数に応じた控除額係数} = (1 - \text{電源等の経過年数に応じた控除率})$$

※1：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

2. 電源等の経過年数に応じた控除率は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、電源等の経過年数に応じた控除額の対象でない電源の場合は 0%とします。

実需給期間が 2025 年度 . . . 7.5%

実需給期間が 2026 年度 . . . 6.0%

実需給期間が 2027 年度 . . . 4.5%

実需給期間が 2028 年度 . . . 3.0%

実需給期間が 2029 年度 . . . 1.5%

3. 入札内容に応じた控除額係数は以下の通りとします。なお、いずれの実需給期間においても、入札内容に応じた控除額の対象でない電源の場合は 100%とします。

実需給期間が 2025 年度 . . . 82.0%

実需給期間が 2026 年度 . . . 85.6%

実需給期間が 2027 年度 . . . 89.2%

実需給期間が 2028 年度 . . . 92.8%

実需給期間が 2029 年度 . . . 96.4%

4. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額

= 契約単価^{※1} × 契約容量

－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額^{※2}

－ 第 16 条第 1 項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ^{※3}

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※2：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※3：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

5. 落札された電源等（以下「契約電源」という）に経過措置の対象となるユニットと対象外となるユニットが混在する場合、第 2 項の電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

この際、電源等の経過年数に応じた控除額係数の単位は 0.01%とし、その端数は、小数点以下第 3 位を四捨五入します。

6. 前項の電源等の経過年数に応じた控除額係数は容量オークションの参加資格通知時点で決定し、契約電源で新增設や第 12 条に示す市場退出が発生した場合においても変更しません。
7. 電源等の経過年数に応じた控除および入札内容に応じた控除は、実需給期間が 2029 年度を最後に廃止します。
8. 容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。
9. 第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額を 12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。
10. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において 42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、第 4 項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率 20%^{*}を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12 で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3 月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3 月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

※ 1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を 0%として 1 計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します

第 3 条 経過措置に関する実需給期間前の経済的ペナルティ

本約款の第 16 条に示す実需給期間前の経済的ペナルティについて、電源等の区分が安定電源または変動電源（単独）で、かつ契約電源が本附則第 2 条で示す容量確保契約金額の算出

に関する経過措置の対象となる場合、第 16 条第 1 項第 1 号を以下に読み替えます。

本機関は、第 15 条の実需給期間前のアセスメントの結果に基づき、以下の各号に掲げるとおり、経済的ペナルティを科します。

① 電源等の区分が安定電源および変動電源の場合

(1) 調整不調電源に科される経済的ペナルティ

調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、調整不調となった日数に対して減額率を適用し、容量確保契約金額を減じます

ただし、本号において、変動電源（アグリゲート）は対象外とします

i 追加設備量^{※1}を利用する場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数) × 0.3%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

ii 供給信頼度確保へ影響を与える場合

契約単価^{※2} × (契約容量 × 経過措置控除係数) × 0.6%/日 × 調整不調の日数^{※3※4}

※1：電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オークションで追加的に確保する供給設備量

※2：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

※3：容量停止計画に対して追加設備量を利用する量および供給信頼度確保に影響を与える量の割合で補正

※4：調整不調電源に科される経済的ペナルティに対して円未満を切り捨て

なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、変更により供給信頼度確保へ影響を与える場合には、上記で算定される額の 1.5 倍のペナルティを科す場合があります。

別紙

ベースラインの算定方法

1. 需要抑制（DR）の場合

- ① 次に掲げる需要データの 30 分単位のコマ毎の平均値を算出する。

DR 実施日の直近 5 日間（DR 実施日当日を含まない）のうち、DR 実施時間帯の平均需要量の多い 4 日間（High 4 of 5）の需要データ。

なお、直近 5 日間において、DR 実施時間帯の平均需要量の最小日が複数ある場合は、DR 実施日から最も遠い 1 日を除き、残りの 4 日間を採用する。

ただし、次に掲げる日については、上記の母数となる直近 5 日間から除外するものとする。その際、当該母数が 5 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内（平日）で更に日を遡るものとする*。（下図参照）

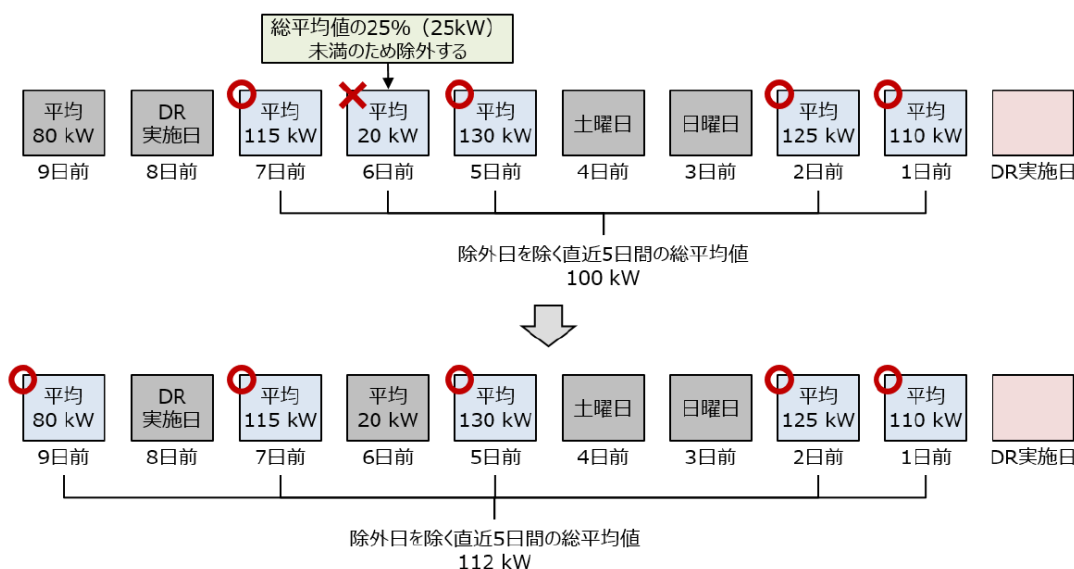
(1) 土曜日・日曜日・祝日

(2) 過去の DR 実施日

(3) DR 実施時間帯における需要量の平均値が、直近 5 日間の DR 実施時間帯における需要量の総平均値の 25%未満の場合、当該日

※母数となる需要量に関するデータが 4 日分しかない場合には、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする

また、4 日分に満たない場合には、4 日間となるよう、DR 実施日から過去 30 日以内の DR 実施日のうち、DR 実施時間帯の平均需要量が最も大きい日を算出対象に加え、当該 4 日間の平均値を①で算出された値とするものとする



- ② DR 実施時間の 5 時間前から 2 時間前*までの 30 分単位の 6 コマについて、「(DR 実施日当日の需要量) - (上記①の算出方法により算出された値)」の平均値を算出する。

※対象実需給年度が 2024 年度の場合は、4 時間前から 1 時間前とする。

- ③ 上記①で算出された値における DR 実施時間帯の 30 分単位の各コマに、上記②で算出された値を加算したものを、ベースラインとする。ただし、算出されたベースラインがマ

イナスになる場合は、マイナスとなる時間帯のベースラインを零に補正することとする。

なお、逆潮流の実績がある場合はこの限りではない。

2. 発電（逆潮流）の場合

ベースラインは零とする。

用語の定義

属地	: 発電量調整供給契約等を締結している一般送配電事業者の供給区域
調整不調電源	: 容量停止計画の調整において、属地一般送配電事業者との停止調整が不調となった電源（ただし本機関が合理的と認めた原因の場合は除く）
アセスメント対象容量	: 容量提供事業者または本機関が指定した、契約電源が提供する供給力
コマ	: 毎正時または毎30分を起点とし、1日を48に等分割した30分間
経過措置	: 小売電気事業者の競争環境に与える影響を、一定期間緩和するための措置
控除率	: 経過措置対象電源の容量確保契約金額を控除するために定める比率
電源等の経過年数に応じた控除	: 契約電源が2010年度末までに建設された電源を対象とした容量確保契約金額の控除
入札内容に応じた控除	: メインオークション応札時の応札価格が、約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源を対象とした容量確保契約金額の控除
電源等の経過年数に応じた控除率	: 経過年数に応じた経過措置の対象について容量確保契約金額を控除するために定める比率
入札内容に応じた控除額係数	: 入札内容に応じた経過措置の対象について控除後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
経過措置控除係数	: 経過年数に応じた控除額と入札内容に応じた控除額を差し引いた後の容量確保契約金額を算定するために定める係数
消費税等相当額	: 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額
週（1週）	: 土曜日を初日とした金曜日までの7日間
休日	: 土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日
平日	: 休日以外の日
営業日	: 平日のうち、1月4日、12月29日以外の日
昼間	: 8時00分以降22時00分までの時間帯
夜間	: 昼間以外の時間帯
金融機関休業日	: 日曜日および銀行法施行令第5条第1項で定める日

容量市場 メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	2	昨年度オークション時の様式では、自動計算される「各月の供給力の最大値」、「期待容量」、「応札容量」の算定式が様式上確認できなかった。今年度追加された「アセスメント対象容量」含め算定式を明確にしていきたい。	調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の整理に基づき算定しております。 https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2019/files/chousei_43_02.pdf
2	5	追加オークションのうち調達オークションについて「必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。」とあるが、オークション見直しにより、追加オークションでの調達量が事前に確保されるため、調達オークションは確実に開催されるのではないか。調達オークションが開催されないことはあるのか。	「必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する。」との整理について、特に変更はございません。
3	9	募集スケジュールに示された日程を遵守するが、例えば、やむを得ない事情により再提出が必要となるなど、期限を超える可能性がある場合には、柔軟な対応をお願いしたい。	募集スケジュールで示された日程をご遵守頂けますようお願いいたします。 やむを得ない事情により再提出が必要な場合等は個別で対応可否を検討いたしますので、お困りの場合は具体的な状況と合わせてお早めに本機関までご相談ください。
4	9	実効性テストの実施時期が2年度前と設定されている。これでは、発動指令電源として参加するリソースは事実上2年度以上前に設置運用が完了していることが条件となる。これでは、発電（安定電源、変動電源（アグリゲート含む））設備での参加電源に比べ、大きなデメリットであるとともに、参加可能リソースにも制約となる。実効性テストはこれらの状況を鑑み、前年度程度の実施時期に変更することをご検討いただきたい。	発動指令電源は、実効性テストを行うことにより容量確保契約容量以上の供給力を提供できることを確認することとしており、その結果も踏まえて追加オークションの実施要否も判断されるため、実効性テストは実需給年度の2年度前に実施する必要があります。 また、実効性テストのために電源等リスト内のリソースを特定していますが、実効性テストにて期待容量が確定した後は、電源等リストのリソースの変更・追加も可能となるため、他電源等区分と比べると差替えの制約も少ないものと考えております。
5	9	募集要綱P.26にある通り、市場支配力を有する事業者は、応札価格について、電力・ガス取引監視等委員会から事前監視を受ける。事前監視における単価の算定のためには期待容量（応札容量）が必要になるが、今のスケジュール案では、事前審査開始が期待容量の審査よりも前になっている。期待容量審査の過程で期待容量が変更になった場合は、事前監視における単価の変更は認められる認識でよいのか。	電力・ガス取引監視等委員会による監視に関することであり、お答えはできかねます。

No.	頁	ご意見	回答
6	10	「(5)参加登録した事業者が登録可能な電源等」の「電源等要件」において、「安定電源」「変動電源」「発動指令電源」に関して「(該当する電源を組み合わせるにより、)期待容量が 1,000 キロワット以上の(安定的な)供給力を提供するもの」という応札下限値が設定されております。 この応札下限値を、下記目的より、「期待容量が1,000キロワット以上」から「期待容量が100キロワット以上」に変更いただきたいです。 ①これまで応札できなかった小規模分散型(期待容量1,000キロワット未満)の再生可能エネルギー(以下、再エネ)および未利用エネルギー等による応札を可能にすること ②上記①を通じて供給曲線および約定価格の精度を更に向上すること ③上記①を通じて容量市場とカーボンニュートラルとの整合性を更に向上すること ④上記①を通じて売電(kWh価値)以外の投資回収(kW価値)を可能にすることで、FITに頼らない再エネおよび未利用エネルギーの更なる推進を可能にすること ⑤上記①を通じて小規模な電気事業者(地域新電力、自治体新電力等)もアグリゲート等を通じて容量市場に応札できるようにすることで、大規模な電気事業者との格差を減らすこと 尚、日本卸電力取引所でも最低取引単位は当初1,000kWでしたが、現在では100kWに引き下げられており、当該変更については合理的なものだと考えております。 (計3者より同様のご意見を頂きました)	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
7	10	登録可能な電源についての確認ですが、発動指令電源での容量市場参加を検討している電源のうち、計量器の設置がなされているものの1か月に1度の計量、契約容量等は総電力量と利用時間から算定するような発電設備であっても、事業者としては現状の計量状態のまま参加できるという理解でよろしいでしょうか。	基本的には記録型計量器への更新をお願いいたします。 記録型計量器への未更新箇所は電源等リストのご提出後、未更新の理由の確認や発動実績の扱いなどについて、個別に協議させていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
8	11	【該当部】発動指令電源次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する電源または特定抑制依頼（電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。）等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力（同一供給区域に属する複数の電源等を組み合わせる場合を含む。）を提供するもの。ただし、変動電源および変動電源のみを組み合わせたものは除く。（ア）安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物（イ）特定抑制依頼（ウ）期待容量が1,000 キロワット未満の発電設備等 【意見】発動指令電源として蓄電池など、電力貯蔵設備も参入の余地が考えられる。電力貯槽設備を発電設備等の項目の例として記述することは、様々な設備が容量市場に参入するために有効であると考えられる。	該当部分は発動指令電源の要件を示すものであり、個別の電源種別を記載する項目ではありません。 蓄電池は供給計画に基づかない電源のため、（ア）に該当致します。 また、当機関の業務規程において「発電設備等」には蓄電池等を含む旨の記載があります（業務規程：「発電設備等」とは、発電設備、電力貯蔵装置その他の電気を発電又は放電する設備をいう）。 具体的な例示は、制度詳細説明会資料でも行っておりますので、以下URLより対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
9	11	【該当箇所】エ 1 計量単位内（※）に複数の号機（ユニット）が存在し、それぞれ「容量を提供する電源等の区分」が異なる場合は、いずれか一つの区分を選択してください。 【意見】1地点1電源区分の制約を見直しをご検討いただきたい。 【理由】ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰の容量（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多数あり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため。 例えば、安定電源では操業上の理由で1MWでしか運用できない事業者が、発動指令電源であれば加算して追加で9MWを供出できる事例がある。現行の整理ではこういった事業者もすべて1MWの安定電源しか登録できない形になっている。	容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただきます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。
10	12	3.募集内容（5）カ（ア） 「FIT電源のうち、バイオマス比率の厳密な上限管理の対象外であるFIT電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）が新たに買取上限の設定を申請する場合は、容量市場に電源等情報の登録ができる」旨記載されているが、発動指令電源として登録する場合は、買取上限の設定を申請する必要はないのではないかと。	実需給期間においてFIT認定を受けている電源は容量市場にご参加できませんが、FIT制度において買取上限の設定を申請して頂くことにより、買取上限の範囲外で容量市場にご参加頂けます。

No.	頁	ご意見	回答
11	12	【該当部】カ 以下の電源は容量オークションに参加できません。（該当する場合、電源等情報の登録は不可）・・・<中略>・・・（カ） 専ら自家消費にのみ供される電源ただし、自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる（逆潮流が可能な）場合は、当該提供できる供給力の容量について登録可能です。（キ） 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源ただし、自己託送および特定供給のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合は、当該供給できる供給力の容量について登録可能です。（発電容量から自己託送および特定供給に相当する分を差し引いた容量での登録が可能です） 【意見】P11の発動指令電源の電源等の要件では、「安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物」、「特定抑制依頼」、「期待容量が1000kW未満の発電設備等」を組み合わせて期待容量が1000kW以上の供給力を提供するものが定義されている。コージェネレーション設備など自家用電気工作物とはもっぱら自家消費を目的に設置されており、これまで、アグリゲータがコージェネレーション設備の供給力を束ねて、発動指令電源に参入していた。しかし、【該当部】の記述があると、自家消費以上の容量を持ち逆潮流できる自家発電設備しか容量オークションに参入できず、複数台の自家発を保有し、需要を抑制できる自家用発電設備などは、発動指令電源に参入することを阻害する。自己託送や特定供給についても、経済性の観点から複数台の自家発すべてを起動せず、発電余力を持っているケースも存在しうる。よって、【該当部】に但し書きとして、発動指令電源の要件を達する供給力を確保する自家用電気工作物は除外することを記述する必要がある。	ご意見頂いたケースについては特定抑制依頼に該当しますので、現行の記載内容におきましても、需要側リソースとして参加出来ます。
12	13	(6)応札単位 イ 変動電源（アグリゲート）の応札単位は、小規模変動電源リスト毎、と記載があります。他方、2020年度（対象実需給年度：2024年度）メインオークション時の小規模変動電源リストの入力フォーマットには、「入力は、10,000件までとなっております。10,000件を超える場合には、別ファイルを作成してください」と注意書きがあります。これは、以下①、②のいずれで解釈すれば良いでしょうか。 ①10,000件毎に小規模変動電源リスト自体を複数作成する必要があり、応札単位も複数となる。 ②10,000件毎にファイルを分ける必要はあるものの、（リスト単位の）系統コードに同一にすることにより、一つの小規模変動電源リストと見做すことができ、応札単位も一つと整理可能。	②の整理です。入力が10,000件を超える場合、またはファイルサイズが4MBを超える場合には登録内容を分割して複数のファイルで小規模電源等リストを提出頂くことになります。
13	13	「(6)応札単位」において、「応札容量の最小値は1,000 キロワットです。」という応札下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この応札下限値を「1,000キロワット」から「100キロワット」に変更いただきたいです。 （計3者より同様のご意見を頂きました）	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
14	14	参加登録等については容量市場システムにより実施することになりますが、容量市場システムの利用可能時間について、現在9時～18時平日のみ利用可能となっています。容量市場オークションは短期間で行われるため、システム利用時間については、制限を設けず24時間利用可能としていただきたいと思います（もしくは7時～22時等利用可能時間をかくだいしていただきたい）。	容量市場システムのメンテナンスや夜間処理の関係で、稼働時間は原則として平日9:00～18:00としております。登録状況等に応じて、稼働時間を延長や変更する場合には、本機関ホームページにて公表いたします。
15	15	【該当箇所】（3） 1 計量単位の電源等を複数の参加登録申請者が登録することはできません。 【意見】1地点1電源区分の制約を見直しをご検討いただきたい。例えば、安定電源に係る容量は事業者Aが、発動指令電源に係る容量は事業者Bが調達できるような仕組み 【理由】 ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰の容量（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多数あり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため。 例えば、安定電源では操業上の理由で1MWでしか運用できない事業者が、発動指令電源であれば加算して追加で9MWを供出できる事例がある。現行の整理ではこういった事業者もすべて1MWの安定電源しか登録できない形になっている。	容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1 計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただきます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。
16	15	2024年度に登録済みの電源情報について登録不要とのことですが、変動電源（アグリゲート）および発動指令電源については、電源等リストの内訳が異なる場合であっても（2024年度実需給時の電源等リストに対し、一部を登録削除し、一部を登録追加して電源等リストを構成するイメージの場合）登録不要という理解でよいでしょうか。 この場合、系統コードは2024年度、2025年度同一のものを使用可能、2025年度に新たに系統コードを取得する必要はないという理解でよいでしょうか。	小規模変動電源リストの内訳が昨年度から変更となる場合には、電源等情報の登録期間中に変更が反映された小規模変動電源リストを新たにご登録いただく必要があります。系統コードは年ごとに変わるものではありませんので新たに取得いただく必要はございません。
17	17	発電方式の区分に関わる提出書類で「・石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類（※1）」との記載がございますが、設計効率を確認できる資料が存在しない場合の取り扱いを明確にいただくことを希望します。	建設時の設計効率を確認できる資料が無く、代替資料となり得るものがある場合に、石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する際は、まず早めに広域機関に申請の意向をお伝えください。

No.	頁	ご意見	回答
18	17	電源等情報（詳細情報）の登録項目「発電方式の区分」において、「・石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類」を提出することになっているが、これは「建設時」に限定されているのでしょうか？ 運開後に、タービンの改造等により効率が42%以上に向上した場合、または実需給年度前までにタービンの改造により効率の向上が見込まれる場合など、効率向上の取組も対象としていただきたい。	実需給年度までに設計効率に変更がある場合、応札年度以降にタービンの設備改造を実施する等の理由で将来的に設計効率が変わる計画を持っており、設備改造等による効率向上で非効率石炭フェードアウトの誘導措置の対象電源から外れる（設計効率 42%以上となる）場合は、「容量市場メインオークション募集要綱」に従い、電源情報等登録時に事前申請を行って頂きます。
19	18	【該当部】※2：需給調整市場における商品の要件を満たす機能 【意見】※2の該当する部分を表中の適切な部分に付す必要がある。	17ページ表中、「調整機能（※2）の有無」に記載しております。
20	19	【該当部】（7）変動電源（アグリゲート）の登録項目および提出書類は以下のとおりです。リスト情報を登録する他、アグリゲートする小規模変動電源の情報を小規模変動電源等リストの内訳情報として電源等情報（基本情報）および電源等情報（詳細情報）を登録してください。なお、提出書類は2022 年3 月末日までに提出してください。 【意見】2022年3月31日と明確化したほうがよい。	容量市場関連文書との平仄を合わせ、末日とします。
21	20、21	変動電源（アグリゲート）の提出書類に関して、登録項目の内容が確認できると判断した場合には、本要綱で指定する書類以外で代替可能な場合がある、と記載されています。例えば、「再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内」や「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）」を数万件程度まとめて提出した場合、電源等情報を登録する事業者、審査する貴機関の双方にとって負担が大きいと思料されます。事業者側で管理しているExcelファイル等で代替することは可能でしょうか。	電源等情報の審査で求めている証憑の代替書類の要件として、国や一般送配電事業者が受領したことを示す押印等が必要となります。それが示せない場合は代替書類としては認めることはできません。
22	22	「供給計画に計上する電源が登録可能です。（電源等の所有者が発電事業者に該当しない場合等を除く）」と最終行に記載がありますが、※は何に対する注釈を示しているのかわかりにくいため、注釈元についても記載をいただくをお願いします。	ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。

No.	頁	ご意見	回答
23	25	「(4)応札容量の最小値は1,000 キロワットとし」という応札下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この応札下限値を「1,000キロワット」から「100キロワット」に変更いただきたいです。 (計3者より同様のご意見を頂きました)	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
24	26	1. 応札方法 (12) 「本オークションに応札されなかった電源等（略）は、原則として、2025年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。上記によらず参加できる場合の条件については、調達オークション募集要綱にて公表します。」とあるが、例えば、メインオークションでの電源登録・期待容量登録が必須等、メインオークション時点で対応しておくべき事項があれば、メインオークション募集要項に記載頂けないか。	調達オークションから参加できる電源は、メインオークション時に供給力として確定していなかった新設電源や、発動指令電源にて新たに電源等リストを準備し実効性テストを受けた電源等になります。なお、メインオークションでの電源登録・期待容量登録が必須等、メインオークション時点で対応しておくべき事項はございません。
25	26	1.(12)に「本オークションに応札されなかった電源等は、原則として、2025年度を実需給年度とする調達オークションに参加できません。」とあるが、以下の電源は調達オークションには参加できるのか。 ① メインオークション時点で再稼働の見通しが立っていない原子力発電所について、調達オークション時点で再稼働の見通しが立った場合 ② メインオークション時点で休廃止を予定しており応札しなかった火力発電所について、調達オークション時点での情勢変化により稼働が必要となった場合	メインオークション時点で稼働の見通しが立っていない電源については、調達オークションに参加することができます。ただし、市場操作や売り惜しみの観点からメインオークションに参加しなかった理由を確認される場合があります。

No.	頁	ご意見	回答
26	27、28	同額応札時の落札電源はランダムな最適組み合わせとあるが、この案は「小売電気事業者の負担軽減」に寄りすぎて、本来の制度趣旨である「投資回収の予見性の確保」や「電源の新陳代謝による将来の安定供給の確保」に反するのではないか。仮に本案が採用されるとしても、投資回収の重要度を鑑み、落札電源の優先順位として、経過措置対象外電源＞経過措置対象電源＞発動指令電源とするなど、設備投資やその投資回収に対するインセンティブを担保する等の配慮があることが望ましいと考えます。	本取り扱い、調達容量が最小かつ、供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行うとしております。 上記は、非常に稀なケースであり、投資回収の予見性や電源の新陳代謝を損なうものではないと考えます。
27	27、28	同額応札時の落札電源はランダムに決定とあるが、その場合、投資回収の重要度を鑑み、落札電源の優先順位として、経過措置対象外電源＞経過措置対象電源とするなど、設備投資やその投資回収に対するインセンティブを担保する等の配慮があることが望ましいと考えます。	本取り扱い、調達容量が最小かつ、供給信頼度の結果が同じになる組合せが複数存在する場合に行うとしております。 上記は、非常に稀なケースであり、投資回収の予見性や電源の新陳代謝を損なうものではないと考えます。

No.	頁	ご意見	回答
28	28	【該当箇所】エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。 【意見】発動指令電源の調達上限容量を撤廃し、応札した期待容量の調達を保証する「調達保証金制度」をご検討いただきたい。 【理由】・新規参入を促し競争を活性化させるための電力自由化の一環として新たに創設された容量市場において、発動指令電源による「0円入札」を当然の応札行動とみなし、「0円入札」を是とするということは、競争することを放棄する（純粋なプライステイカーに徹する）ことを是とすることと同義と理解している。これは、発動指令電源の枠内で事業者間の競争が起こらないだけでなく、他の電源区分（安定電源・変動電源）とも競争が出来なくなることになる。現行の整理は、新規参入や競争を促す電力自由化の目的にマッチしていないのではないか。 ・上限設定により、発動指令電源だけが約定処理の過程で独立してしまい、価格シグナルの形成に一切関与できないため ・上限設定により、本来DRに期待されるピーク老朽電源との競争、当該競争による脱炭素化への貢献が期待できないため（ピーク電源を全てDRに置き換えることを提案しているのではなく、あくまで価格競争を通じて経済合理性が成立しない老朽リソースの退出、市場における電源の新陳代謝が促されるような仕組みを提案していることに留意） ・上限設定により、落札後の需要家獲得の可能性を考慮した入札価格の設定が出来なくなるため（一般論として価格が高ければ高いほど需要家獲得がし易くなる） ・「調達保証金制度」の提案により、確実に調達できる容量を応札するインセンティブが働き、不当に高い期待容量の応札を抑制できるため 【参考】諸外国の容量市場ではDRも相応の応札価格を設定し応札しており、例えば英国の容量市場では、DSRがマージナルリソース（限界電源）になる場合もある （【背景】もご記載いただいておりますが、ここでは割愛させていただき、本資料末尾に全原文を別途掲載しております）	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
29	28	【該当箇所】なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下 a～c の順で同一価格の応札の約定処理を行います。 a. エリア需要の 3 % を超過していないエリア（※）は全て約定 b. エリア需要の 3 % を超過しているエリア（※）は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配 c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定 ※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。 【意見】意見項番 3 における「発動指令電源の調達上限容量を撤廃・調達保証金制度の導入」が困難な場合、現行整理での上限（エリア需要の 3 %）を超過した場合の同一価格（0円）の入札案件の約定処理、具体的にはランダム選択を見直し、約定処理において以下 ①～③をご考慮いただきたい。 ①超過したエリアにおいて0円入札の案件が複数ある場合、（様式 3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、優先的に約定（部分約定） ②①をもってしても、なお上限を超過する場合、「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、タイブレイク方式で事前に設定された非価格要素評価軸※に基づき優劣を評価し、評価の高い案件を選択、約定（以下、「タイブレイク方式」） ※例えば、我が国のエネルギー政策の三本柱である「3E」を基準に、発動実績のある供給信頼度の高いリソース（Energy Security・安定供給）や、需要抑制によるDR等の脱炭素貢献度が高いリソース（Environment・環境への適合）の評価 ③タイブレイク方式が困難な場合、各案件における「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」の比率を算定し、「確保している期待容量」の比率が高い案件を優先的に選択、約定（以下、「レバレッジ比率方式」） ③タイブレイク方式・レバレッジ比率方式、いずれにしても、実需給断面では約定した複数案件のアグリゲーション運用・評価を認める ※「確保している期待容量」については、リソースを確保していることを担保する関連書類の提出等をリクワイヤメントとして課すことも一案として考えられる （【前提】、【背景】、【理由】もご記載いただいておりますが、ここでは割愛させていただき、本資料末尾に全文を別途掲載しております）	調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合、同一価格の発動指令電源はすべて未約定となるため、2025年度につきましては本取り扱いとしております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
30	28	報道等でも公になっているが、今年は供給力不足となる可能性が高い。電力のピーク時には、従来型の発電機だけでは、デマンドリスポンスや需要側の新しいリソース（蓄電池やEV等の分散型リソース）も供給予備力として活用できる可能性があり、特に需要側のリソースは費用対効果の高いリソースとして欧米各国において活用されているところ。これら需要側の新しい取り組みが、日本の容量市場においても「発動指令電源」として参加可能と理解しているが、募集要綱の記載内容によると、発動指令電源にのみ調達容量に上限が設定されている。供給力不足の懸念や、昨今の脱炭素化のトレンドにおいて需要側リソースを活用する新しい事業の成長・拡大が期待されるなか、なぜ調達容量に上限が設定されるのか。競争市場において新しい事業に取り組む新規参入者の成長が阻害されないよう、技術的に中立な観点から需要側・供給側リソースを公平・公正に評価する市場設計を検討いただきたい。なお、IEAによる2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップにおいても、脱炭素化における需要側の新しい取り組みの重要性が言及されている。該当箇所を以下に抜粋するので参照されたい。 （英文でもご記載いただいておりますが、ここでは割愛させていただき、本資料末尾に全文を別途掲載しております）	弊機関におきましても、今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待される DR を含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促すような制度運用が望ましいと考えております。発動指令電源の調達上限については、3%から全体として4%に拡充することとしております。メインオークションでの調達量は初回オークションの調達上限と同様の3%とし、追加オークションでは拡充分の 1%を上限として確保することとしております。
31	28	発動指令電源の応札容量が上限を超過した場合、同一価格の約定処理がランダムに選択されるという整理になっていると理解している。また、補足説明資料のスライド58では、より明示的に0円入札による複数案件という記載がある。上限が存在する以上0円入札は合理的で致し方ないにしても、ランダムに約定・未約定を選択するという約定処理は、まだ考慮の余地があるのではないか。競争原理に基づいたオークションになるよう、より丁寧な市場設計を期待したい。	調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合、同一価格の発動指令電源はすべて未約定となるため、2025年度につきましては本取り扱いとしております。

No.	頁	ご意見	回答
32	32	※1にて、契約単価は「メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均したもの」とあるがこれはメインオークションのみで落札された電源については、メインオークションの約定価格がそのまま契約単価となり、メインオークションと調達オークションの両方で落札された電源は、それぞれの落札容量によって加重平均された価格が契約単価になるという理解でよいのか。 以下、募集要項 1.容量確保契約金額 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額をいいます。契約単価（円/キロワット）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」という）（キロワット）を乗じて得た金額を基準として、以下の計算式で算定します。 $\text{容量確保契約金額（円）} = \text{契約単価} \times 1 \times \text{契約容量} - \text{容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額} \times 2$ $- \text{調整不調電源に科される経済的ペナルティ} \times 3$ ※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、 円未満の端数は切り捨てして算定したもの	ご理解の通りです。
33	32	容量確保契約金額について、容量確保契約款には「容量確保契約金額は、落札された電源等（以下「契約電源」という）ごとに算定するものとします。」と記載があります。募集要綱においても、容量確保契約金額の算定方法を明確化する観点から、約款と同様に電源等ごとに算定する旨、記載をお願い致します。	ご意見を踏まえ、当該箇所を修正いたします。
34	32	非効率石炭火力の基準となる設計効率は、送電端あるいは発電端なのか、LHVあるいはHHVなのかを、明確に記載頂いた方がよいと考えます。	HHV・発電端でのデータを基に42%という基準を設定しております。ご意見を踏まえ、当該箇所の記載に補足いたします。

No.	頁	ご意見	回答
35	32	「電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）」との記載がございますが、省エネ法による規制措置との整合の観点から、効率には熱利用を含めて取り扱いいただくことを強く希望します。 現状の取り扱いでは、熱利用を前提とした高効率小規模石炭火力のフェードアウトを誘導することとなり、「非効率石炭火力フェードアウト」と整合しませんし、また、省エネ法による規制措置（熱利用については化石燃料の使用の合理化やCO2削減の観点から評価し、発電効率算出式の分子に加える）とも整合しません。	経済産業省の制度検討作業部会の第四次中間とりまとめにおいて、設計効率は建設前の設計値を用いることとしており熱利用分や混焼率は設計効率の算定外と整理されております。 なお省エネ法と容量市場は、それぞれの制度の主旨に沿った算定方法を用いて基準を設けているものとなります。
36	32	「電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）」との記載がございますが、建設以降も省エネ施策や熱利用により効率向上に尽力していること、実際に二酸化炭素排出量を減らす観点からは建設時よりも運用時の効率が適切であると考えことから、効率は建設時に縛らず、直近の運用値（例えば、2019年度の省エネ法定期報告書の報告値等）を対象に含めていただくことを強く希望します。	ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
37	32、50	P32 1.では、実需給期間中は減額率20%を控除した金額を支払う旨の記載があり、年間設備利用率50%以下確定後に減額分を追加支払いを実施すると解釈できる一方で P50 (工)では、年間設備利用率が50%を超えた場合、経済的ペナルティーを科す旨の記載があり、実需給期間中は減額前の容量確保契約金額が支払われると解釈できます。 いずれの方法で支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。	容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。 50ページ（工）では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。 ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

No.	頁	ご意見	回答
38	32、50	第7章1によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされております。加えて、第7章4－2（3）ア（エ）によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ＝容量確保契約金額×20%が科されることとなっており、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求されることとされております。 一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（案）P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。（途中略）支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされております。 非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらのことに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ（案）で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、募集要綱（案）の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。 また、第四次中間とりまとめ（案）で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）のどこに書かれているのか、ご教示願います。	非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
39	32、50	32頁 1項に非効率石炭火力は容量確保金から20%減額し12等分したものを各月配布とあります、50頁（エ）では年間設備利用率が50%を超えた場合は、3月において容量確保金から20%減額のペナルティを科すとありますが、これは、当該受給年度の当初に容量確保金（年額）から20%減額し更に3月で容量確保金（年額）から20%減額と読めますが、その理解でよろしいでしょうか？これですと総額で容量確保金から40%減額となります。 経済産業省の資料では設計効率42%を下回るものを非効率石炭火力と位置づけし、年間設備利用率50%を上回った場合に20%減額してはどうかといった議論だったかと思えます。 上記により非効率石炭火力電源の場合、容量確保金からペナルティも含め総額いくら減額となるのかご教示願います。	非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

No.	頁	ご意見	回答
40	32、43、50	・非効率石炭火力の減額分の扱いについては、制度検討作業部会において「設備利用率の前提は置かず、20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後に、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。」と整理されております。 ・一方、今回の募集要綱では、P32で「20%の減額をした金額で毎月支払いを行うが、3月に減額した分も含めて支払う（年間総額では減額なし）」という記載があり、P50に「稼働抑制未達時はペナルティとして容量確保契約金額の20%を科し、3月に請求する」と記載があります。 ・金銭の支払いの流れとしては、制度検討作業部会の整理と同じになりますが、内容としては「年度末に追加的な請求を行う」扱いであり、「追加的な支払いを行う」というされた制度検討作業部会の整理とは合致しておりません。制度作業部会の整理と同様の記載となるよう、修正をお願いいたします。 ・具体的には、P32には20%の減額を行うことのみ（3月の払い戻しはなし）を記載、P43のリクワイアメント、P50のペナルティの記載を削除したうえで、別途、稼働率50%以下を達成した場合に20%の支払いを行う旨を記載いただきたく存じます。（補足意見） ・非効率石炭火力に求められる「設備利用率50%以下」と「未達時の減額率20%」は、フェードアウトにむけた誘導措置におけるインセンティブ設計と整理されていることから、kW価値を担保するための通常のリクワイアメント・ペナルティとは切り離して整理されるべきものと考えます。（利用率を達成できないこととkW価値を供出できないことは、容量市場における位置づけが異なると思料いたします。）	国の審議会において、稼働抑制に対するインセンティブは、誘導措置の対象電源について容量確保金を一律に減額するのではなく、設備利用率の高低によって傾斜をつけることが基本と整理されており、それに基づいた減額の仕組みとさせていただきます。
41	33	「3.市場退出」において、「(1)容量提供事業者が実需給年度の開始前に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものと扱われます。」という契約容量下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。 （計3者より同様のご意見を頂きました）	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
42	33	共同発電の場合、燃料供給を受け電力を使用する工場を持つ会社の操業計画次第で契約容量を減少せざるをえない場合があり、市場退出時の経済的ペナルティの異議として認められないと、応札できないと考えられるが、いかがか。	容量市場は、将来の供給力（kW）をあらかじめ確実に確保すること目的としているため、燃料制約も踏まえた容量にて応札して下さい。
43	34	・市場退出時のペナルティについて、これまではメインオークションで必要供給力の全量を調達する扱いであったことから、調達オークション開催の原因者に負担を求める観点で市場退出電源にペナルティを科してきましたが、H3需要の2%分の供給力を調達オークションに期待する扱い変わったことから、市場退出電源がなくとも、（需要減少などが無ければ）基本的に調達オークションは開催されることになります。 ・調達オークションが開催されたとしても、2%分については市場退出電源に責はないと考えられますので、例えば、仮に2%の分割がなかった場合（メインオークションで全量を調達していた場合）に調達オークションが開催されていたかを分析し、これを市場退出ペナルティの基準とするなど、ペナルティの見直しをご検討いただきたく存じます。 ・なお、こうした見直しを行えば、市場退出電源のペナルティリスクが昨年度と今年度で同等になりますので、電源間の公平性の観点でも望ましいと考えます。	今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
44	34	「3.市場退出」において、「(2)容量提供事業者が実需給期間中に契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。」および「ア 容量提供事業者が市場退出する場合、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。 ※市場退出後の契約容量が1,000kW を下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。」という契約容量下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいと思います。 （計3者より同様のご意見を頂きました）	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
45	36	【該当箇所】b確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合 【前提】実効性テスト以外の発動実績（一送が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量＝厳気象対応調整力電源Ⅰ'における各地点の供出電力実績(kW) 【質問】例えば、ある需要家リソースの実績が2022年時点の提出時には1000kWで、一方で23年度に設備増強が決まっています24年度の実需給断面では1500kW相当の供出電力が期待できる場合、どのような取り扱いとなるか。逆に、23年度に設備縮小乃至は稼働率低下が決まっており、500kW相当の供出電力が期待できる場合、どのような取り扱いとなるか。	実効性テストの最終結果またはこれに準ずるものを提出した時点の発動実績にて期待容量を確定します。 その後、供出電力の増加が期待できる場合でも、期待容量や容量確保契約容量は変わりません。実需給年度に供出電力が減少した場合は、ペナルティの対象となります。
46	36	【該当箇所】※ 以下のいずれにも該当する場合、実効性テスト以外の発動実績結果を本機関に提出することにより実効性テストを省略することができ、当該発動実績結果を準ずるものとして扱います。 a 実需給年度の2年度前に実効性テスト以外 発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合 ただし、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります b 確定する電源等リストの各エネルギーリソースの期待容量が、実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）を構成する各エネルギーリソースの期待容量以内の場合 c 本機関が合理的と判断した場合 【意見】 1. 「契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります」について、地点ベースでの省略を認めていただきたい。電源等リストに登録あるすべての地点を含んだ実績をリクワイヤメントとすると記載あるが、これは非現実的であるため。 2. 「c本機関が合理的と判断した場合」に合致するケースを明確化していただきたい。	1. 実効性テスト以外の発動実績結果を用いる際にも、電源等リストに登録された全ての地点を含めた実績を用いて評価いたしますので、全ての地点を含む実績をご提出ください。 2. a,bのケースであって、かつ広域機関が合理的と判断した場合に、実効性テスト以外の発動実績を、実効性テストに準ずるものとして扱います。
47	36	ウaに該当する案件として発動実績を提出する場合、容量市場発動指令電源に含まれない電源を一部含む発動実績である場合、その実績はどのように取り扱われるのでしょうか。 例) 実効性テスト以外の発動実績の電源リスト：A/B/C/D/E/F/G1 発動指令電源の電源リスト：A/B/C の場合	発動指令電源の電源等リスト（A/B/C）の発電実績のみで評価いたします。

No.	頁	ご意見	回答
48	36	実効性テストの実施時期を、前もって限定してアグリゲーターへ発信いただくことはできないか？（〇月●週目に実施 など） （広域予備率の確保という観点では、逼迫する時期が前もってある程度予測できるものと思われ、当該時期を事前にアグリゲーターを通じて需要家へ通知できれば、発動指令に対応できる可能性が増え、広域予備率の確保に寄与しやすくなると思われる。実効性テストの時点から、供給予備率を基に実施時期を事前に限定するという対応はできないか？）	実効性テストを実施するにあたり、実施希望時期(夏季または冬季)を申請して頂き、一般送配電事業者との調整により決定いたします。 発動指令電源は需給ひっ迫時に確実に供給力を供出頂くことを求めているため、実効性テストについても、詳細な実施時期を前もって限定することはできません。
49	36	実効性テストの結果は、実需給年度の2年度前に実施する実効性テストの最終結果、またはこれに準ずるもの とあり、準ずるものとは、「実効性テスト以外の一般送配電事業者が発動を指令した実績」という事ですが、但し書きに、「契約電源の電源等リストに登録したすべての地点が含まれた実績である必要がある」とあります。 本記載の意図としては、同一タイミングで発動指令に応じたときのアグリゲーターの実力値を評価するために、電源等リストを求めていると推察しますが、アグリゲーターとしては、電源等リストの完全一致まで求められた場合、実質活用ができない制度になると考えます。電源等リストの部分一致を許容するような規制の緩和をご検討いただけないでしょうか。	電源等リストの完全一致を求めるものではなく、実効性テスト以外の発動実績の電源リスト内に、発動指令電源のリソースが全て含まれていれば、許容しております。
50	38	発動指令電源のリクワイアメントについて、「※発動指令の設定時間は9 時から20 時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）とします。」と記載がありますが、除外日について、年末年始休業として多くの事業者が休業する「12月29日～12月31日、1月2日（すべて平日）」についても除外としていただくよう考慮いただきたいと思います。	電気事業法第27条に基づく使用制限を参考として、土曜日、日曜日、および祝日を除く 9 時から20 時までという現行の記載の通りとさせていただきます。
51	40	「実効性テスト時の期待容量」という文言がございますが、これは、容量市場メインオークションにおいて登録する「期待容量」如何にかかわらず、実効性テスト時に実際に供出した容量のことをさすという理解でよろしいでしょうか。例えば、期待容量登録時の期待容量：1500、応札容量＝落札容量：1200、実効性テスト結果：2000、であった場合、実効性テスト時の期待容量とは、「2000」を指す、という理解でよいでしょうか。	ご理解の通り、実効性テスト時に実際に供出した容量のことを指します。いただいた例の場合、期待容量は実効性テストの結果の2,000 k Wとなります。

No.	頁	ご意見	回答
52	40	4.(2)ウ (カ) 発動指令電源のアセスメントについて「実効性テスト時の期待容量または実効テスト以外の発動実績が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。」とあるが、容量確保契約容量が増加され、容量確保契約金額が増加するという認識でよい。また、小売事業者や一般送配電事業が支払う容量抛出金も増加するという認識でよい。	実効性テストの結果により、期待容量を増やすことができますが、容量確保契約容量を増やすことはできません。
53	40、41	【該当箇所】(カ)実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績（一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が、容量確保契約容量より大きい場合、参加登録時に登録した期待容量を実効性テストの結果に応じた期待容量まで増加することが可能です。ただし、全ての実効性テスト時の期待容量または実効性テスト以外の発動実績を合計した値が、別途定められる発動指令電源のメインオークションにおける調達上限容量を超過する場合は、この限りではありません。 【質問】実効性テストの結果が容量確保契約容量より大きい事業者が複数いて、いずれの事業者もメインオークションで同一価格（0円）で約定していた場合、増加分の容量はどのような基準・評価軸に基づき増加を認めていただけるのでしょうか。	実効性テストの結果、増加した容量については全て期待容量として増加することが可能となりますので、ただし書きについては削除し、調達上限容量に関しては、追加オークションの募集要綱にて公表いたします。
54	42	2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 発動指令電源については、経過措置対象外だが、約定単価自体は安定電源・変動電源と同一との認識でよい。	ご認識の通りです。
55	42	「4.リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ」の「(3)ペナルティ」における、「イ 電源等の区分が発動指令電源の場合」において「1) 実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW 未満の場合」という契約容量下限値が設定されております。 上記1項の応札下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。 (計3者より同様の意見を頂きました)	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
56	43	・安定電源のリクワイアメントである「発電余力の卸電力取引所等への入札」は、非効率石炭の誘導措置と矛盾する（余力を市場応札しては、稼働率50%以下が達成できない）ため、入札量を減少できるケースとして、「非効率石炭の稼働率を抑制する場合（ただし需給ひっ迫の恐れがあると判断された時間帯は除く）」といった内容の追記をお願いいたします。	ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
57	43	（ウ）電気の供給指示への対応について、容量停止計画が提出されているコマは対象外である旨、明記いただきたい。（昨年度の募集要綱では記載がありましたので、同様の記載をお願いいたします。） （修正案）「 <u>実需給年度の容量停止計画を提出していないコマ</u> において、前日以降の…」	ご指摘の通りです。記載を修正いたします。
58	43	（エ）稼働抑制の項目に、「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること」と記載があるが、年間設備利用率を50%以下としようとする場合、原案では（ア）供給力の維持や （イ）発電余力の 卸電力取引所等への入札などのリクワイアメントを達成できないという矛盾が生じるため、リクワイアメント（ア）供給力の維持の項目に、下記を追加いただきたい。 （ア）供給力の維持 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象 容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180 日相当 を上限に、契約電源 の停止 または アセスメント対象容量 以下の出力 を認めるものとします なお、非効率石炭火力について年間設備利用率を50%以下にするために平常時（需給ひっ迫のおそれがある時以外のコマ）において稼働を抑制する場合は、あらかじめ容量停止計画において稼働抑制のリクワイアメントを達成させるための停止である旨の理由を付して提出することにより、リクワイアメント未達成コマと見做さないこととします。	ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
59	43	【確認】 (イ) 発電余力の卸電力取引所等への入札 実需給年度において、容量停止計画が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等に入札すること ただし、以下のいずれかに該当する場合、卸電力取引所等に入札する量を減少できるものとします 1) 小売電気事業者等と相対契約を締結している場合で、当該契約における計画変更の締切時刻以降に入札可能な市場が存在しない場合 2) 燃料制約等の制約がある場合（ただし前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断された時間帯は除く） 3) 前日以降の需給バランス評価で平常時と判断された時間帯において、バランス停止（出力抑制を含む）からの起動が不経済となる場合 4) 提供する供給力の最大値が、アセスメント対象容量以上の場合 5) その他やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合 上記の記載において、非効率石炭火力電源は、他方稼働抑制もあり、需給ひっ迫のおそれがある時以外は、発電余力を卸電力取引所等に入札しなくてよい認識でよいのか。	ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。
60	44	副生ガスを供給する工場の設備補修やトラブルで副生ガスが不足することにより、リクワイアメント未達成が発生するが、これは未達成コマから除外されるべきではないか。または、経済的ペナルティの算定結果に対する異議を申し立てる事例と整理できるのか。	設備補修やトラブルも容量停止計画の提出対象となり、未達成コマとして扱われます。
61	44	【該当箇所】※発動指令電源提供者は、卸電力市場等で約定しなかった場合に備えて一般送配電事業者と精算に関する契約を締結するものとします。 【意見】送配電事業者との精算に関する契約を締結する際の指針を前広に公表いただきたい。	発動指令電源の発動指令時の精算単価については、以下URLの「2. 発動指令電源に対する発動指令の整理」（3～7ページ）をご参照ください。 http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2020/files/youryou_kentoukai_25_03r.pdf なお、契約時期に関しては、一般送配電事業者の準備が整った時点で、お知らせいたします。

No.	頁	ご意見	回答
62	44	変動電源（単独）の自流水力発電について、「(ア) 供給力の維持」の中で、「自然影響（日没、無風、渇水等）により、契約電源の出力が低下または停止する場合については、容量停止計画の提出は不要」とあるが、ここに、「大雨・洪水に伴い濁水（土砂混濁水）が発生した際に、堆砂による導水路閉塞や砂礫による水車損傷を避けるために取水停止する」、というような、自然の直接的影響から設備を保護する場合を追加していただきたい。 リクワイアメントの際も、同じ自然影響でも渇水（容量停止計画再提出なし）と濁水（同提出あり、また特性上必ず提出は後日となる）で取り扱いが異なり、運用が難しい。	予防保全的に停止する場合は、容量停止計画の提出をお願いいたします。
63	44	発動指令電源への実需給期間中のリクワイアメントとして、一般送配電事業者からの発動指令の際、「相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所への入札を通じて、適切に提供すること」と記載がありますが、ネガワット取引類型1-1に該当するような、小売電気事業者自らが自社の需要家を束ねDRにより自社の供給力へ活用する場合は「相対契約に基づく小売り電気事業者等への供給」に該当するのでしょうか。 該当する場合については「相対契約に基づく」の記載内容について、当該相対契約の根拠を提出する等の行為は求められるのでしょうか。	小売電気事業者自らが自社の需要家を束ねDRにより自社の供給力へ活用する場合は、「相対契約に基づく小売り電気事業者等への供給」に該当します。 なお、当該相対契約の根拠を提出する必要はございません。
64	44	発動指令電源について、1電源の内訳が1000kW未満の発電設備や需要家（ネガワット）を束ねるものである場合、一般送配電事業者からの発動指令に応じて電気を供給する際に、一部は相対契約に基づく電気供給、一部はJEPXへの応札等、1つの電源単位で複数の異なる供給先への供給により、容量確保契約における契約容量以上の供給を満たすというリクワイアメント達成方法でも認められるという理解でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
65	46	アセスメントについて、昨年度の募集要綱では「市場応札」、「供給指示」の記載の中で、「発電方式の区分が揚水（純揚水）の場合におけるアセスメントを実施するコマについては、前日断面以降の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマを対象とします。」と純揚水のアセスメント対象コマが明確化されておりました。今年度においても必要な記載と考えますので、追記をお願いいたします。	発電方式の区分が揚水（純揚水）以外の電源等についても、前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマをペナルティ対象とすることを明確化いたします。

No.	頁	ご意見	回答
66	46	1計量器に複数ユニットが存在する場合の計算方法が示されているが、非効率石炭火力における設備利用率50%の考え方において、自家消費分はどう整理されるのか？設備容量の50%を自家消費している場合、系統への逆潮は定格の50%となるがどう考えれば良いでしょうか。	年間設備利用率の計算式は以下の通り算出します。 $\{ \text{計量値（送電端）} - \text{需給ひっ迫時の計量値（送電端）} \} \div (\text{契約容量} \times 8,760 \text{ 時間})$ 計量値（送電端）の値を用いてアセスメントするため、逆潮流分のみで判定いたします。 分母は契約容量を用いて算定いたしますのでご注意ください。

No.	頁	ご意見	回答
67	46	【確認】 (工) 稼働抑制 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します ・年間設備利用率※1 = {計量値（送電端）※2－需給ひっ迫時の計量値（送電端）※2,※3} ÷ (契約容量※4×8,760 時間※5) ※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象 計算式上の「需給ひっ迫時の計量値（送電端）」は、※3にある通り、需給ひっ迫のおそれがあると指定したコマでの計量値が控除対象であると認識した。需給ひっ迫のおそれがあると判断されたものの、実際には「需給ひっ迫」とはならなかった場合であっても控除されるという理解でよい。 【理由】 「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します」とあるように、非効率石炭火力電源には稼働抑制およびペナルティが規定されている。その上で、需給ひっ迫のおそれがあるとアラートが発せられた場合は、発電余力は卸市場等に入札していなければペナルティに課せられると認識している。アラートが発せられ卸市場入札した結果、約定した場合は実際に発電することになるが、後々の実需給断面では結果して「需給ひっ迫」とはならなかった場合に、需給ひっ迫時の計量値として控除の対象外とされてしまうと、年間設備利用率の50%超過により20%減額される危険性が高まる。このようなことになるのは許容し難いため、確認したいもの。 ＜参考＞ 容量確保契約約款(案)より 第19条 実需給期間中の経済的ペナルティ ① 電源等の区分が安定電源の場合 (2)発電余力の卸電力取引所等への入札 需給ひっ迫のおそれがある時に卸電力取引所等に入札していない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します 経済的ペナルティ=リクワイアメント未達成量×ペナルティレート ペナルティレート=容量確保契約金額／（契約容量×Z※）※Z：1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間 (4)稼働抑制 対象実需給年度が2025年度以降において、非効率石炭火力電源の実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 容量確保契約金額 容量確保契約金額 × 20%	ご理解の通りです。前日夕方以降に一度でも需給ひっ迫コマとなったコマは、その後、需給ひっ迫が回復してもアセスメント上は需給ひっ迫コマとして扱い、控除します。
68	46、47	(工) 稼働抑制の年間設備利用率の算定式について、計量値に自己託送分が含まれる場合、相当する電力量は除外されるとの理解でよい。	年間設備利用率の計算式は以下の通り算出します。 {計量値（送電端）－需給ひっ迫時の計量値（送電端）} ÷ (契約容量×8,760 時間) 自己託送分を除いた計量値（送電端）を用いてアセスメントいたします。

No.	頁	ご意見	回答
69	47	容量停止計画については、例えば事故停止などが発生して急な停止が発生して、その停止について同計画を出しなおす前に時間が経過してしまっても、過去にさかのぼって同計画を提出すると理解しているが、その旨をどこかに明記してほしい（読み取りにくい）。 ※例：①5/13に事故停止（～5/16まで停止）→②容量停止計画を5/14に提出、の場合、すでに5/13の停止は実現してしまっているが、それでも②の提出には5/13の停止を含めると認識。	容量停止計画については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。
70	47	アセスメントをいつ実施するか（毎月何日か）を明記してほしい。また「提供できる供給力の最大値の提出」については、上記項番2の関連性から、リードタイムを十分とってほしい（2週間以上が望ましい）。 ※月末時点で事故停止が発生した場合などは、まずその部分の容量停止計画を再提出し、そのうえでアセスメントを実施する流れになると考える。これは変動電源（単独）の場合、容量停止計画を出してない0出力のコマは自然影響と判断される流れになると思われるため。	容量停止計画については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。
71	47	「1 計量単位内全てのユニットの計量値（発電端）に応じた按分」は設備容量ではなく発電電力量に応じた按分との認識でよろしいでしょうか。 例：1 計量単位[計量値（送電端）60億kWh]内に、非効率石炭火力電源[契約容量30万kW、計量値（発電端）8億kWh]、非効率石炭火力電源以外[契約容量80万kW、計量値（発電端）56億kWh]が混在し、需給ひっ迫値の計量値（送電端）がゼロの場合 ・非効率石炭火力電源の電力量（送電端）：$60\text{億kWh} \times [8\text{億kWh} \div (8\text{億kWh} + 56\text{億kWh})] = 7.5\text{億kWh}$ ・非効率石炭火力電源の年間設備利用率：$7.5\text{億kWh} \div (30\text{万kW} \times 8,760\text{時間}) = 29\%$ →年間設備利用率が50%以下のため、経済的ペナルティは科されない	ご認識の通りです。

No.	頁	ご意見	回答
72	48	4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 4-2 実受給期間中 (2) アセスメント ウ 電源等の区分が発動指令電源の場合 (ア) 発動指令電源のアセスメントにおいて、「属地一般送配電事業者からの発動指令に適切に対応したか確認します」とあるが、どのように確認されるのか。参加の決定にあたり重要な事項と考えるためできれば記載頂きたい。	確認方法につきましては、昨年度の資料となりますが、「容量市場におけるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要」資料（発動指令への対応の項）をご確認下さい。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210224_requirement_gaiyo.pdf
73	49	【該当部】需要抑制の発動実績＝ベースライン-計量値発電の発動実績＝計量値-ベースライン 【意見】第14回 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会にて、資料3 p4において、容量市場において逆潮流アグリ可と整理され。同資料p9～11において、逆潮流の評価方法が示されている。この評価方法と該当箇所が整合していないように見受けられる。以下のよう修正する必要がある。 需要抑制の発動実績＝ベースライン-実需要の計量値発電の発動実績＝受電点における発電量の計量値-発電計画 ただし、受電点において逆潮流していた場合は、実需要の計量値は0とする。また、ベースラインが正の場合は、発電計画を0とする。	同一地点において、需要抑制と逆潮流が存在する場合、需要抑制の地点と、発電地点の両方を登録していただく予定です。これにより、需要抑制から逆潮流に転じた場合は、各々の供給力を評価いたします。
74	49	発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するようにしていただければと思います。具体的な修文案としては「コマごとの」の削除です。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることになりまし、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(約款も同様)	発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出いただくことを求めています。
75	49	「(3) ア (ア) 供給力の維持」の経済的ペナルティについて、年間計画停止コマ相当数は実需給年度内での累計とあるが、例えばトラブル停止が多く発生した月があり、当該月で増加した年間計画停止コマ相当数によるペナルティが18.3%を超過した場合でも、翌月以降にはペナルティが繰り越されないとの理解でよいか。(「(4) ペナルティの扱いについて ア」にて、月間上限額の対象外に含まれていない)	ご理解の通りです。

No.	頁	ご意見	回答
76	49	発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するよう「コマごとの」の削除を要望します。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることや、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(約款も同様)	発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出頂くことを求めています。
77	50	4/27配布資料3で次の記載があるが、20% の減額を除した金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率 50% 以下であった石炭火力に対しては、20% の減額分の追加的な支払いを行う。とあるが、追加的な支払いは無くなったという理解でよいのか。	20% の減額を除した金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率 50% 以下であった石炭火力に対しては、20% の減額分の追加的な支払いを行います。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
78	全般	一般送配電事業者、属地一般送配電事業者の2つの文言がございましたが、その使い方に統一性がないように見受けられます。現在、一般送配電事業者という表記になっている箇所に対し、属地一般送配電事業者とすべき箇所については、修正いただくようお願いいたします。	ご指摘の通りです。記載を修正いたします。
79	全般	随所に読点の脱字が見られ、文章が解読しにくい箇所があるため、必要に応じ修正をお願いできますでしょうか。	ご指摘の通りです。記載を修正いたします。

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
28	28	【該当箇所】エ 発動指令電源についてはメインオークションにおける調達上限容量を定め別途公表いたします。 【背景】電力・ガス取引監視等委員会の公開資料（2021年度向け電源Ⅰ 調達結果）によると、事前に確保している容量での入札が求められる調整力公募において、DRの応札件数が134件から261件に増、応札容量も128.9万kWから321.4万kWに増（昨年メインオークションにおける発動指令電源の調達上限容量473.0万kWの68%）という結果になっている。これら確保済みDR容量に加えて、既設自家発電等の分散型電源に係る確保済みの電源容量や、前回オークションの非常に高い約定価格を踏まえると、落札後～実効性テストまでに調達する期待容量（DR・電源）の参入も昨年度より増加することが容易に想定できる。昨年度のメインオークションでも上限の9割相当の応札容量の実績があったことから、次回メインオークションでは応札容量が上限を超える蓋然性が極めて高い。そのため、応札事業者においては、上限を超えずに確実に落札しようとするインセンティブ（※前回メインオークションよりもさらに強いインセンティブ）が働くため、「0円入札」が唯一の合理的な応札行動となる。これを踏まえて、貴機関殿においては「同一価格の札（0円入札）の約定処理方法」が事前に整理されたところ。 【意見】発動指令電源の調達上限容量を撤廃し、応札した期待容量の調達を保証する「調達保証金制度」をご検討いただきたい。 【理由】・新規参入を促し競争を活性化させるための電力自由化の一環として新たに創設された容量市場において、発動指令電源による「0円入札」を当然の応札行動とみなし、「0円入札」を是とするということは、競争することを放棄する（純粋なブライステイカーに徹する）ことを是とすることと同義と理解している。これは、発動指令電源の枠内で事業者間の競争が起こらないだけでなく、他の電源区分（安定電源・変動電源）とも競争が出来なくなることになる。現行の整理は、新規参入や競争を促す電力自由化の目的にマッチしていないのではないかと。 ・上限設定により、発動指令電源だけが約定処理の過程で独立してしまい、価格シグナルの形成に一切関与できないため ・上限設定により、本来DRに期待されるピーク老朽電源との競争、当該競争による脱炭素化への貢献が期待できないため（ピーク電源を全てDRに置き換えることを提案しているのではなく、あくまで価格競争を通じて経済合理性が成立しない老朽リソースの退出、市場における電源の新陳代謝が促されるような仕組みを提案していることに留意） ・上限設定により、落札後の需要家獲得の可能性を考慮した入札価格の設定が出来なくなるため（一般論として価格が高ければ高いほど需要家獲得がし易くなる） ・「調達保証金制度」の提案により、確実に調達できる容量を応札するインセンティブが働き、不当に高い期待容量の応札を抑制できるため 【参考】諸外国の容量市場ではDRも相応の応札価格を設定し応札しており、例えば英国の容量市場では、DSRがマージナルリソース（限界電源）になる場合もある

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
29	28	【該当箇所】なお、発動指令電源の応札容量の合計がメインオークションにおける調達上限容量を超過し、かつ当該調達上限容量を超える点において、同一価格の応札が複数存在する場合は以下 a～c の順で同一価格の応札の約定処理を行います。 a. エリア需要の3%を超過していないエリア（※）は全て約定 b. エリア需要の3%を超過しているエリア（※）は、エリア需要に対する超過率が等しくなるように当該エリアへ約定可能な容量を分配 c. エリア内の約定、未約定はランダムに決定 ※市場分断が発生した場合は、ブロック単位で判断します。 【前提】エリア内の同一価格の案件の約定・未約定がランダムに決定されるため、確率論的観点から、アグリゲータ事業者はリソース・需要家毎を地点毎に最小入札単位にディスアグリゲートし、約定の確立を上げることを目的に入札案件の数を最大化するインセンティブが働く。これにより、落札後の複数案件のアグリゲーションが認められない限り、アグリゲーションによるスケールメリットやポートフォリオ効果は期待しづらくなり、DRの供給信頼度の低減・運用コスト増、もしくは両方に繋がる可能性がある。なお、ディスアグリゲーションの結果、（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」は同一応札案件に含むことは合理的ではなく、それぞれ別々の案件として応札することが合理的な応札行動になるが、例えば同一案件内の需要家がグループ会社である等の諸事情により、「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」が同一案件に含まれる可能性もあることに留意が必要 【背景】アグリゲータ事業者がビジネスプランに記載する「確保している期待容量」は、容量市場への参加を既にコミットしたリソースになるが、その大部分は発動指令電源の前身である電源Ⅰ'に参加しているリソース、乃至はその他の名目の需要抑制契約として過去に需給調整に貢献した発動実績のあるリソースである。容量市場の発動指令電源に至るまでに、①東日本大震災以降のDR実証事業の期間、②2016年度に調整力公募の仕組み導入されてからの商業化以降の期間を経てきた。この間、政策立案者は一定の時間とコストを投じ、電源Ⅰ'と容量市場（発動指令電源）という異なる仕組みの点と点を繋ぎ、制度変更・改善をしながらDR事業の普及・拡大を後押ししてきた。事業者は、「DRとは」という需要家への教育・啓蒙活動から、実際にDRに参加いただく需要家獲得に相当の年数とコストを投資してきた。そして、DRにおいて最も重要な需要家は、リソースとして系統安定化に貢献してきた。現行整理における「ランダムな選択」による約定処理は、ランダム選択の結果、「確保している期待容量」の100MWが全量未約定になる可能性がある制度であり、政策立案者が積み上げてきた制度の継続性、事業者が積み上げてきた事業の継続性、需要家が積み上げてきたリソースとしての継続性を蔑ろにする可能性がある。 また、ある事業者が支配的に発動指令電源の参加枠を獲得した場合、確保している期待容量を持った事業者がランダム選択で下落となった際に、枠の譲渡を前提として協議する必要が出てしまい、発動指令電源の入札後にさらに別の市場枠取引が発生することとなる懸念がある。さらにそれがランダム選択だった場合、足元の調整力公募での運用実績がない事業者でも理論上は支配的に参加枠の確保を実施することが可能となってしまう、適切な市場での競争を阻害する可能性がある。 【意見】意見項番3における「発動指令電源の調達上限容量を撤廃・調達保証金制度の導入」が困難な場合、現行整理での上限（エリア需要の3%）を超過した場合の同一価格（0円）の入札案件の約定処理、具体的にはランダム選択を見直し、約定処理において以下①～③をご考慮いただきたい。 ①超過したエリアにおいて0円入札の案件が複数ある場合、（様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書に申告される「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、優先的に約定（部分約定） ②①をもつてしても、なお上限を超過する場合、「確保している期待容量」に該当する応札容量につき、タイブレイク方式で事前に設定された非価格要素評価軸※に基づき優劣を評価し、評価の高い案件を選択、約定（以下、「タイブレイク方式」） ※例えば、我が国のエネルギー政策の三本柱である「3E」を基準に、発動実績のある供給信頼度の高いリソース（Energy Security・安定供給）や、需要抑制によるDR等の脱炭素貢献度が高いリソース（Environment・環境への適合）の評価 ③タイブレイク方式が困難な場合、各案件における「確保している期待容量」と「分析に基づく期待容量」の比率を算定し、「確保している期待容量」の比率が高い案件を優先的に選択、約定（以下、「レバレッジ比率方式」） ③タイブレイク方式・レバレッジ比率方式、いずれにしても、実需給断面では約定した複数案件のアグリゲーション運用・評価を認める ※「確保している期待容量」については、リソースを確保していることを担保する関連書類の提出等をリクワイアメントとして課すことも一案として考えられる 【理由】 ・ランダム選択により継続性が担保されず、毎年アグリゲーター事業者が変わることから、足元でDRに参加している需要家は、これまでDR事業の普及・拡大のために努力を共にしてきたアグリゲータ事業者を長期的な観点から信頼できるパートナーとして選択することが出来なくなるため ・事業者がDRに適切な需要家を見つけ出し、当該需要家のDR参加に向けた運用準備にはそれ相応の時間・コスト投資が求められるが、ランダム選択により継続性が担保されず、ランダム選定の結果今年は事業者A、来年は事業者Bといったように毎年変更になり、変更に伴うコスト（例：契約に係る時間と費用、計測器の取り換え工事費用等）が発生し経済合理性が成立しないため。加えて、リスク管理の観点からも、既に確保された信頼度の高い実績をもつリソースが、毎年異なる事業者から異なる価格で調達されることは安定供給上合理的ではないため ・ランダム選択の結果、これまで積み上げてきた「確保している期待容量」100MWを運用する事業者が、全量未約定となる可能性がある制度であることから、事業の予見性が確保できず、中長期的な事業戦略の策定ができないだけでなく、安定して事業を継続することが困難になるため ・ランダム選択においては、ディスアグリゲーションによる入札案件数の最大化が確率論的観点から合理的であることから、落札後に複数案件のアグリゲーションを認めていただくことで、アグリゲーションによるスケールメリットやポートフォリオ効果が期待でき、DRの供給信頼度の向上・運用コスト低減、もしくは両方に繋がる可能性があるため（実務的な観点からも、100件の需要家を別々の案件で落札した場合、100件の契約締結とするよりも、100地点をアグリゲートした1案件と1つの契約を締結、発動後の精算、支払い等の対応をした方が、実務関係者全てにとって合理的であるため） ・調整力公募は、電源・DR共に約定処理の過程で「部分約定」が可能となっている仕組みであるため

No.	頁	No.28、29、30 ご意見 全文
30	28	報道等でも公になっているが、今年は供給力不足となる可能性が高い。電力のピーク時には、従来型の発電機だけでは、デマンドリスポンスや需要側の新しいリソース（蓄電池やEV等の分散型リソース）も供給予備力として活用できる可能性があり、特に需要側のリソースは費用対効果の高いリソースとして欧米各国において活用されているところ。これら需要側の新しい取り組みが、日本の容量市場においても「発動指令電源」として参加可能と理解しているが、募集要綱の記載内容によると、発動指令電源にのみ調達容量に上限が設定されている。供給力不足の懸念や、昨今の脱炭素化のトレンドにおいて需要側リソースを活用する新しい事業の成長・拡大が期待されるなか、なぜ調達容量に上限が設定されるのか。競争市場において新しい事業に組み込む新規参入者の成長が阻害されないよう、技術的に中立な観点から需要側・供給側リソースを公平・公正に評価する市場設計を検討いただきたい。なお、IEAによる2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップにおいても、脱炭素化における需要側の新しい取り組みの重要性が言及されている。該当箇所を以下に抜粋するので参照されたい。 Electricity becomes the core of the energy system It will play a key role across all sectors, from transport and buildings to industry. Electricity generation will need to reach net-zero emissions globally in 2040 and be well on its way to supplying almost half of total energy consumption. This will require huge increases in electricity system flexibility – such as batteries, demand response, hydrogen-based fuels, hydropower and more – to ensure reliable supplies. The rapid electrification of all sectors makes electricity even more central to energy security around the world than it is today. Electricity system flexibility – needed to balance wind and solar with evolving demand patterns – quadruples by 2050 even as retirements of fossil fuel capacity reduce conventional sources of flexibility. The transition calls for major increases in all sources of flexibility: batteries, demand response and low-carbon flexible power plants, supported by smarter and more digital electricity networks. The resilience of electricity systems to cyberattacks and other emerging threats needs to be enhanced.

容量市場 容量確保契約約款に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	6	非効率石炭火力の基準となる設計効率は、送電端あるいは発電端なのか、LHVあるいはHHVなのかを、明確に記載頂いた方が良いと考えます。	HHV・発電端でのデータを基に42%という基準を設定しております。 ご指摘を踏まえて記載を修正いたします。
2	6	第7条 4項では、実受給期間中は減額率20%を控除した金額を支払うことが定められています。 第19条 1項 ①(4)での定め、もしくは第7条 4項での定め、いずれの方法で容量確保契約金額の支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。	第7条4項では容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。 第19条1項 ①(4)では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。 ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

No.	頁	ご意見	回答
3	6	第2章第7条4及び附則（2021年●月●日）第2条10によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされております。加えて、第3章第19条1①（4）によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ＝容量確保契約金額×20%が科されることになっており、当該経済的ペナルティは、最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じられることとされております。 一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（案）P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。（途中略）支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされております。 非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらのことに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ（案）で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、約款（案）の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。 また、第四次中間とりまとめ（案）で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量確保契約約款のどこに書かれているのか、ご教示願います。	非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることとなります。 こちらに関しては、第7条4項及び附則（2021年●月●日）第2条10項にて、容量確保契約金額の各月と最終月の支払い方について記載されており、非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合のペナルティの扱いについては、第19条1項①（4）に記載されております。
4	7	広域機関殿に提出する容量停止計画において、太陽光の出力が見込めない点灯帯や自流水力の渇水期、風力における風況の悪い時期といった再エネの自然変動要因による停止は、「容量停止計画の提出対象外」かつ「計画外停止の期間としても扱われない」との認識でよろしいでしょうか。 【これらの再エネの出力変動も織込んで供給信頼度評価（EUE評価）が行われていると認識】	ご認識の通りです。
5	8	第12条 市場退出 1項 ③ 市場退出の条件に提出書類の「不備」が追加されていますが、この表現だとすべての書類に対して「不備」が認められないように読めてしまいますので、不備が認められない該当の書類を明記頂けないでしょうか。 オークション募集要項の提出書類でも、事業者登録や期待容量登録など、一部の提出資料においては、不備を修正後、再度申込（登録手続きを行うこと）が許容されているものもあると理解しております。 また、容量市場の登録手続きの過程には、「審査期間」が設けられております。こちらの審査機関において合格となったもののみが基本的には容量市場オークションに参加できるという理解でおります。不備の是正指摘に応じない場合、等プロセスを追加いただくか、上記ご検討をよろしくお願いいたします。	ご認識の通り、参加登録の審査期間において、本機関で書類の不備に関する審査を実施し、再度書類提出をお願いすることがございますが、最終的に全ての書類に関しまして不備のない状態となる必要があります。 ご指摘を踏まえまして、より分かりやすくするためプロセスに関して追記します。

No.	頁	ご意見	回答
6	8	「第12条 市場退出」において、「⑨ 電源等の区分が発動指令電源の場合で、実効性テストの最終結果が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量」および「⑩ 前各号にかかわらず、契約電源の契約容量の一部が退出した結果、契約容量が1,000kW未満となる場合、当該電源の契約容量の全量」という契約容量下限値が設定されております。 この契約容量下限値を、下記目的より、「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。 ①これまで応札できなかった小規模分散型(期待容量1,000キロワット未満)の再生可能エネルギー(以下、再エネ)および未利用エネルギー等による応札を可能にすること ②上記①を通じて供給曲線および約定価格の精度を更に向上すること ③上記①を通じて容量市場とカーボンニュートラルとの整合性を更に向上すること ④上記①を通じて売電(kWh価値)以外の投資回収(kW価値)を可能にすることで、FITに頼らない再エネおよび未利用エネルギーの更なる推進を可能にすること ⑤上記①を通じて小規模な電気事業者(地域新電力、自治体新電力等)もアグリゲート等を通じて容量市場に応札できるようにすることで、大規模な電気事業者との格差を減らすこと 尚、日本卸電力取引所でも最低取引単位は当初1,000kWでしたが、現在では100kWに引き下げられており、当該変更については合理的なものだと考えております。 (計3者より同様のご意見を頂きました)	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
7	9	【該当箇所】ただし、実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります 【前提】実効性テストの最終結果に準ずるもの＝厳気象対応調整力電源Ⅰ’ 【質問①】落札容量分を22年度実効性テストにて供出できることを認めてもらった後、例えば年度23年度に確保する需要家も出てくる可能性があるが、実効性テスト実施後～提供開始年度までの期間に確保される需要家の取り扱い、また、当該需要家を踏まえた需要家リストの扱いは具体的にどのようなかご教示いただきたい 【質問②】落札容量分を22年度実効性テストにて供出できることを認めてもらった後、例えば提供開始24年度の直前に突発的な事由等により辞退する需要家も出てくる可能性があるが、実効性テスト実施後～提供開始年度までの期間に辞退する需要家の取り扱い、また、当該需要家を踏まえた需要家リストの扱いは具体的にどのようなかご教示いただきたい 【意見】電源Ⅰ’における契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績という制限を設けるのではなく、容量市場における電源等リスト間の需要家リソースの移動・差し替え等を柔軟に認めていただきたい 【理由】 ・上記質問①・②の通り、提供開始年度まで需要家の追加・辞退等が発生する可能性があり、継続参加する需要家についても需要が変動し、需要家の柔軟性は変化するため ・調整力公募と容量市場は異なる制度の仕組みであり、前者はマルチプライスオークションで需要家は事前に確保する必要があり、後者はシングルプライスオークションで落札後に需要家を確保することを容認している制度だと認識している。それぞれの仕組みに対して異なる入札戦略が考えられ、電源等リストに基づく入札案件の組み立て方も異なる。例えば、調整力公募で10MWで落札した案件が1件で、一方容量市場で5MWで落札した案件が2件（計10MW）の場合、現行の記載内容だと1つの電源等リストを2つに分けることはできない。逆も然りで、調整力公募で落札した2つの案件に係る電源等リストを、容量市場で落札した1案件に係る電源等リストにアグリゲートすることはできない。前者の仕組みにおける電源等リスト（入札案件）の在り方を、後者の仕組みに適用することが必ずしも適切ではない可能性が考えられるため、落札案件間の需要家の移動・差し替え等のディスアグリゲート・アグリゲートによるポートフォリオ最適化を認めていただきたい。 ・電源等リストの最適化を認めていただくことにより、供給信頼度の高い案件の構築に繋がり、実需給断面の発動時により実効性の高い供出が期待できるため	実効性テストおよび実効性テスト後の電源等リストの各リソースの詳細については、今後発行する容量市場業務マニュアルでお示しいたします。
8	10	第12条 市場退出 1項 ⑩ 発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の場合、1電源を構成する個別の電源に対する契約容量という文言の定義がないため、仮に1電源がFITまたはFIPであることが発覚する事象が発生した場合でも契約容量の全量が市場退出となるように記載されています。これに対し、発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の電源リストを構成する1電源に対する当該事象については、当該1電源のみの市場退出とするように整理を図っていただき、そのように条文を変更いただきたいと思います。	頂いたご意見を踏まえ、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、容量確保契約容量の一部退出を認める場合があるように、記載を修正いたします。

No.	頁	ご意見	回答
9	10	第 16条 実需給期間前の経済的ペナルティ ①（１）（補足説明資料P78） i、iiともに「契約単価 × 契約容量 × 〜」となっているが、 容量確保契約金額から減じる考え方からすると、「経過措置における控除額」を差し引かないと ペナルティが必要以上に大きくなってしまわないでしょうか。 修正イメージ：「（契約単価 × 契約容量 - 経過措置における控除額） × 〜」	第16条 実需給期間前の経済的ペナルティに記載している内容は、経過措置対象外の電源に関する記載となっており、附則（2020年6月30日）第3条および附則（2021年●月●日）第3条で、経過措置の対象となる場合には第16条の内容を経過措置を考慮した形で読み替えることとしております。
10	11	「第16条 実需給期間前の経済的ペナルティ」の「電源等の区分が発動指令電源の場合」において、「実効性テスト結果等を提出しない場合、または契約容量から実効性テスト未達成量を差し引いた容量が1,000kW未満の場合」という契約容量下限値が設定されております。 上記1項の契約容量下限値引き下げに伴って、この契約容量下限値を「1,000kW」から「100kW」に変更いただきたいです。 （計3者より同様の意見を頂きました）	応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
11	11,12	（４）稼働抑制の項目に、「非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること」と記載があるが、年間設備利用率を50%以下としようとする場合、原案では(1)供給力の維持や （２）発電余力の 卸電力取引所等への入札などのリクワイアメントを達成できないという矛盾が生じるため、リクワイアメント(1)供給力の維持の項目に、下記を追加いただきたい。 （１）供給力の維持 実需給年度において、契約電源をアセスメント対象 容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること ただし、容量停止計画を提出する場合は、8,640コマ（180 日相当 を上限に、契約電源 の停止 または アセスメント対象容量 以下の出力 を認めるものとします なお、非効率石炭火力について年間設備利用率を50%以下にするために平常時（需給ひっ迫のおそれがある時以外のコマ）において稼働を抑制する場合は、あらかじめ容量停止計画において稼働抑制のリクワイアメントを達成させるための停止である旨の理由を付して提出することにより、リクワイアメント未達成コマと見做さないこととします。	ご意見は、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会の第四次中間とりまとめに関するものとなります。 今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
12	14	「別紙ベースラインの算定方法1.②」において、2024年度の実需給年度の場合、ベースライン算定における当日補正の時間帯が「4～1 時間」となっているがなぜか。 ERABガイドラインは2020. 6月に改正され、当日補正に用いる時間は5～2 時間前になっていることから、2024年度も5～2時間前に統一を図って頂きたい。	ERABガイドラインを参考としつつ、容量市場で具体的に用いる算定時間は、実需給年度2024年度については、4～1時間前、実需給年度2025年度については、5～2時間前としております。
13	14	発動指令電源のアセスメントにおいて、コマごとの過発動を評価するよう「コマごとの」の削除を要望します。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることや、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。(要綱も同様)	発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出いただくことを求めています。
14	15	第19条 1項 ①(4)では、年間設備利用率が50%を超えた場合に経済的ペナルティーを科すことが定められています。 第7条 4項での定め、もしくは、第19条 1項 ①(4)での定め、いずれの方法で容量確保契約金額の支払いがなされるのか、明確にして頂けることを希望いたします。	第7条4項では容量確保契約金額の支払い方として、最終月以外は、毎月容量確保契約金額（各月）として減額率20%を控除した金額が支払われ、最終月にそれまでの各月の減額分の累計金額も含めて、容量確保契約金額との差額を支払うことを示しております。 第19条 1項 ①(4)では非効率石炭火力の年間設備利用率が50%を超えた場合のペナルティについて示しております。 ペナルティ対象となった場合は、最終月にそれまでの減額分の総額として支払われる金額と、ペナルティで課される金額が相殺されることとなります。 こちらの考え方については、制度詳細説明会資料でも説明しております。 以下URLより、対象実需給年度：2025年度「容量市場 制度詳細説明会資料」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

No.	頁	ご意見	回答
15	15、26	第2章第7条4及び附則（2021年●月●日）第2条10によれば、非効率石炭火力電源は、減額率20%分が控除された容量確保契約金額を12回/年に分けて受け取ることとされています。加えて、第3章第19条1①（4）によれば、非効率石炭火力が実需給期間中における年間設備利用率50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティ＝容量確保契約金額×20%が科されることとなり、当該経済的ペナルティは、最後に交付する月の容量確保契約金額（各月）より減じられることとされています。 一方、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第四次中間とりまとめ（案）P42にて「したがって、容量確保契約金額の支払い方法については、以下の2種類の方式が考えられる。（途中略）支払い方法としては、②の方式で、設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」とされています。 非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、それらのことに対して最終的に容量確保契約金額の何%が控除されると理解すればよろしいでしょうか。制度検討作業部会の第四次中間取りまとめ（案）で20%の減額と整理されていると理解しておりますが、約款（案）の記載では二重に減額がされるようにも読めるためご意見するものです。 また、第四次中間とりまとめ（案）で整理された「設備利用率50%以下を達成した事業者に事後的に20%分の支払いを行う方式を採用することとした。」は、今回の容量確保契約約款のどこに書かれているのか、ご教示願います。	非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合、そのことに対してのペナルティは容量確保契約金額の20%が控除されることになります。 こちらに関しては、第7条4項及び附則（2021年●月●日）第2条10項にて、容量確保契約金額の各月と最終月の支払い方について記載されており、非効率石炭火力電源が実績として設備利用率50%以下を達成できなかった場合のペナルティの扱いについては、第19条1項①（4）に記載されています。
16	28	別紙 ベースラインの算定方法 【該当箇所】※対象実需給年度が2024年度の場合は、4時間前から1時間前とする。 【意見】現行の記載内容によると、DRのベースライン算定に係る当日調整時間帯は下記の整理となるため、電源Ⅰ'から容量市場への変遷、制度の連続性を考慮し、24年度に限り4～1・5～2の選択制をご検討いただきたい。 21年度電源Ⅰ' 5～2時間前 22年度電源Ⅰ' 5～2時間前 23年度電源Ⅰ' 5～2時間前 24年度発動指令電源 4～1時間前 25年度発動指令電源 5～2時間前 【理由】 ・当日調整時間帯の変更に伴い運用システム側の設定変更を要するため ・22年度電源Ⅰ' 発動実績を実効性テストとして提出する可能性があるため ・22年度以降における当日調整対象時間の変更は、発動後のゲーミング行為を防止すべく変更されたものと認識しているため。	ERABガイドラインを参考としつつ、容量市場で具体的に用いる算定時間は、実需給年度2024年度については、4～1時間前、実需給年度2025年度については、5～2時間前としております。 頂いたご意見は今後の検討にあたり、参考とさせていただきます。

No.	頁	ご意見	回答
17	29	別紙 ベースラインの算定方法 【該当箇所】2. 発電（逆潮流）の場合 ベースラインは零とする。 【意見】1地点1電源区分の制約を見直し、上記該当箇所に「ただし、同一地点で発動指令電源に加えて他の電源区分（安定電源・変動電源）で供出する場合、ベースラインは計画値とする」の追記をご検討いただきたい。 【理由】ある地点で安定電源として参加している地点でも、発動指令に応じて余剰分（安定電源の容量に紐づかない容量）を追加供出できる地点が多分にあり、制度の柔軟な見直しによりこれらの埋没供給力を調達できる可能性があるため	容量市場におけるアセスメントでは発電実績を把握するだけでなく、発電販売計画や市場応札が正しく実施されているかについても把握する必要があります。そのため、計量単位毎にアセスメントを行うこととしており、1計量単位で容量を提供する電源等の区分を登録していただきます。したがって、ご意見にあるような1計量単位において安定電源と発動指令電源の2つの電源区分として応札するケースは認めておりません。